

令和 7 年厚木市教育委員会 2 月定例会日程

日時 令和 7 年 2 月 15 日 (土)

午後 2 時から

場所 第二庁舎 4 階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

- 日程 1 議案第 3 号 令和 6 年度教育予算補正について
- 日程 2 議案第 4 号 令和 7 年度教育予算について
- 日程 3 議案第 5 号 令和 7 年度厚木市学校給食事業特別会計予算について
- 日程 4 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程 5 議案第 7 号 動産の取得について
- 日程 6 議案第 8 号 厚木市公文書等の管理に関する条例について
- 日程 7 議案第 9 号 厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例について
- 日程 8 議案第 10 号 厚木市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について
- 日程 9 議案第 11 号 第 3 次厚木市教育振興基本計画策定に係る諮問について

4 報告事項

- (1) 事務の臨時代理の報告について（厚木市久保奨学金（令和 6 年度高校等修学奨学金（第 10 期生））の支給決定の変更について）（資料 1）
- (2) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）（資料 2）
- (3) 令和 6 年度厚木市教育委員会表彰被表彰者等について（資料 3）
- (4) 令和 6 年度こどもアート展受賞者について（資料 4）

5 閉会

令和7年2月定例教育委員会教育長報告

令和7年1月21日（火）に開催されました1月定例会以後の主な行事等16件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 1月23日（木） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和6年度第5回厚木市小・中学校長会議
- 2 1月24日（金） あつぎ市民交流プラザ 5階 あつぎアートギャラリー
令和6年度厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭 美術科学習発表会
○参加校数 18校（厚木市：13校、愛川町：3校、清川村：2校）
- 3 1月27日（月） 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室
令和6年度厚木市総合教育会議第2回会議
- 4 1月28日（火） 厚木市立睦合東中学校
学校訪問
- 5 1月30日（木） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
令和7年度新採用教職員教育長面接（1／4回）
- 6 1月31日（金） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
令和7年度新採用教職員教育長面接（2／4回）
- 7 2月 1日（土） 厚木市文化会館 大ホール
厚木市制70周年記念式典
（令和6年度厚木市条例表彰・厚木市教育委員会表彰、厚木市制70周年記念特別表彰）
○教育委員会表彰被表彰者 18人
○市条例表彰被表彰者 246人（団体を含む）
○市制70周年記念特別表彰被表彰者 401人（団体を含む）
○感謝状被贈呈者 82人（団体を含む） 計 747人
- 8 2月 2日（日） 厚木市文化会館 小ホール
令和6年度子どもアート展授賞式
○総作品数 316点
○入賞作品数 30点（最優秀賞3点、優秀賞6点、優良賞21点）

- 9 同 日（2月2日） あつぎ市民交流プラザ 5階 あつぎアートギャラリー
令和6年度厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭
技術科・家庭科・特別支援学級部会 展示発表会
○参加校数 18校（厚木市：13校、愛川町：3校、清川村：2校）
- 10 2月 3日（月） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
令和7年度新採用教職員教育長面接（3／4回）
- 11 2月 4日（火） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
令和7年度新採用教職員教育長面接（4／4回）
- 12 2月 6日（木） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
第3回厚木市小・中学校教頭会議
- 13 同 日 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
令和7年度障害のある児童生徒の教育措置に関する答申書受理
○訪問者 厚木市教育支援委員会委員長
- 14 2月 7日（金） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
寄附贈呈式
○寄附物品 植木鉢置台
○出席者 株式会社大塚建設 代表取締役
- 15 2月10日（月） 神奈川県立総合教育センター 3階 304研修室
令和6年度第2回県・市町村教育委員会教育長会議
- 16 2月13日（木） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
厚木市久保奨学金奨学生選考委員会委員 委嘱状交付式
○委嘱委員数 4人

議案第3号

令和6年度教育予算補正について

令和6年度教育予算補正について、別紙のとおり同意する。

令和7年2月15日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和6年度教育予算補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和6年度教育予算補正

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育部	488,963	772,565	1,261,528

(歳出)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育部	5,467,294	744,051	6,211,345

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 歳入については教育委員会の特定財源のみを記載しているため、歳入と歳出の合計額は一致しない。

2 歳 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
	15	民生費国庫補助金	3,768,665	282,807	4,051,472
	20	衛生費国庫補助金	1,148,298	△20,716	1,127,582
	30	農林費国庫補助金	36,500	△5,000	31,500
	40	土木費国庫補助金	420,420	△95,926	324,494
	45	消防費国庫補助金	5,761	△2,761	3,000
	50	教育費国庫補助金	20,984	7,515	28,499

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 社会福祉費補助金	24,741	1 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金増	【こども家庭セン】 2,786
		2 重層的支援体制整備事業交付金増	【地域包括ケア推】 21,955
10 児童福祉費補助金	258,066	1 子ども・子育て支援交付金減	【こども育成 ほか】 △29,667
		2 子どものための教育・保育給付交付金増	【こども育成課】 293,574
		3 認定こども園施設整備交付金減	【こども育成課】 △11,783
		4 子育てのための施設等利用給付交付金減	【こども育成課】 △5,197
		5 子ども・子育て支援事業費補助金増	【子育て給付課】 11,139
5 保健衛生費補助金	△20,716	1 重点対策加速化事業交付金減	【環境政策課】 △20,716
5 農業費補助金	△5,000	1 農地耕作条件改善事業費補助金減	【農業政策課】 △5,000
10 道路橋りょう費補助金	△94,063	1 社会資本整備総合交付金（道路事業）減	【道路維持課 ほか】 △48,652
		2 社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）減	【道路総務課】 △9,465
		3 道路メンテナンス事業補助金減	【道路維持課】 △35,946
25 住宅費補助金	△1,863	1 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）減	【建築指導課】 △1,863
5 消防費補助金	△2,761	1 消防団施設整備費補助金減	【消防総務課】 △2,761
5 教育総務費補助金	1,990	1 教育支援体制整備事業費補助金	【青少年教育 ほか】 1,990
10 小学校費補助金	3,530	1 小学校情報機器整備費補助金	【教育研究所】 3,530
15 中学校費補助金	1,995	1 中学校情報機器整備費補助金	【教育研究所】 1,995

5 5 国庫支出金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	80 学校施設環境改善交付金	0	186,979	186,979
	94 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,632,146	306,494	3,938,640
60 県支出金		6,381,317	255,972	6,637,289
5 県負担金		4,395,506	245,655	4,641,161
	15 民生費県負担金	4,375,977	245,655	4,621,632
10 県補助金		1,615,379	10,317	1,625,696
	15 民生費県補助金	1,112,662	19,620	1,132,282

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 小学校費交付金	85,377	1 小学校整備事業費交付金	【学校施設課】 85,377
10 中学校費交付金	101,602	1 中学校整備事業費交付金	【学校施設課】 101,602
5 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	306,494	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金増	【財政課】 306,494
5 社会福祉費負担金	205,469	1 障害者自立支援給付費等負担金増	【障がい福祉課】 160,240
		2 障害児施設給付費等負担金増	【障がい福祉課】 45,229
10 児童福祉費負担金	26,183	1 児童手当負担金減	【子育て給付課】 △96,007
		2 子どものための教育・保育給付費県費負担金増	【こども育成課】 122,190
70 保険基盤安定負担金	14,003	1 後期高齢者医療保険基盤安定負担金減	【国保年金課】 △15,172
		2 国民健康保険事業保険基盤安定負担金増	【国保年金課】 29,551
		3 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金減	【国保年金課】 △154
		4 国民健康保険産前産後保険料負担金減	【国保年金課】 △222
5 社会福祉費補助金	4,278	1 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	【こども家庭セン】 1,393
		2 重層的支援体制整備事業交付金増	【地域包括ケア推】 2,885
10 児童福祉費補助金	15,342	1 子ども・子育て充実市町村提案事業費補助金	【こども育成課】 3,000

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	(民生費県補助金)			
	30 農林費県補助金	89,978	△23,387	66,591
	40 土木費県補助金	9,600	18,693	28,293
	45 消防費県補助金	49,390	△1,280	48,110
	50 教育費県補助金	19,289	△3,329	15,960
65 財産収入		268,412	125,983	394,395
	5 財産運用収入	263,412	1,300	264,712
	10 利子及び配当金	89,077	1,300	90,377
	10 財産売却収入	5,000	124,683	129,683
	5 不動産売却収入	5,000	124,683	129,683
75 繰入金		7,642,254	△4,486,163	3,156,091
	3 他会計繰入金	92,540	10,607	103,147
	15 介護保険事業特別会計繰入金	92,540	10,607	103,147
5 基金繰入金		7,549,714	△4,496,770	3,052,944

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		2 子ども・子育て支援交付金減	【こども育成課】 △8,012
		3 子どものための教育・保育給付費（施設型給付費等）補助金増	【こども育成課】 12,102
		4 子育てのための施設等利用給付交付金減	【こども育成課】 △2,598
		5 安心こども交付金事業費補助金	【保育課】 8,630
		6 特定高等職業訓練促進給付金事業費補助金	【子育て給付課】 2,220
5 農業費補助金	△23,387	1 農地耕作条件改善事業費県費補助金減	【農業政策課】 △2,000
		2 農業人材強化総合支援事業補助金減	【農業政策課】 △21,387
15 土木費補助金	18,693	1 国土調査費補助金増	【道路総務課】 18,693
5 消防費補助金	△1,280	1 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金減	【建築指導課】 △1,280
5 教育総務費補助金	△3,329	1 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業費補助金減	【教育指導課】 △3,329
5 利子及び配当金	1,300	1 一般廃棄物処理施設建設基金利子増	【環境事業課】 1,300
5 土地売却収入	124,683	1 市有地売却収入	【財産管理課 ほか】 124,683
5 介護保険事業特別会計繰入金	10,607	1 介護保険事業特別会計繰入金増	【地域包括ケア推】 10,607

6 0 県支出金 6 5 財産収入 7 5 繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	5 国際交流基金繰入金	20,125	△20,125	0
	15 財政調整基金繰入金	5,413,563	△2,592,693	2,820,870
	18 庁舎整備基金繰入金	1,700,000	△1,700,000	0
	25 社会福祉基金繰入金	130,479	△100,979	29,500
	60 みどりの基金繰入金	71,973	△71,973	0
	78 学校施設整備基金繰入金	11,000	△11,000	0
85 諸収入		4,694,335	△285,793	4,408,542
	25 雑入	2,601,869	△285,793	2,316,076
	15 雑入	2,601,835	△285,793	2,316,042
90 市債		12,652,800	1,144,300	13,797,100
	5 市債	12,652,800	1,144,300	13,797,100
	10 総務債	4,296,200	△92,400	4,203,800

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 国際交流基金繰入金	△20,125	1 国際交流基金繰入金減	【企画政策課】 △20,125
5 財政調整基金繰入金	△2,592,693	1 財政調整基金繰入金減	【財政課】 △4,330,747
		2 財政調整基金繰入金（法人市民税還付分）	【財政課】 1,738,054
5 庁舎整備基金繰入金	△1,700,000	1 庁舎整備基金繰入金減	【企画政策課】 △1,700,000
5 社会福祉基金繰入金	△100,979	1 社会福祉基金繰入金減	【地域包括ケア推】 △100,979
5 みどりの基金繰入金	△71,973	1 みどりの基金繰入金減	【公園緑地課】 △71,973
5 学校施設整備基金繰入金	△11,000	1 学校施設整備基金繰入金減	【教育総務課】 △11,000
10 総務費雑入	△194,777	1 デジタル基盤改革支援補助金減	【DX推進課】 △194,777
15 民生費雑入	840	1 後期高齢者健康診査事業補助金減	【国保年金課】 △5,000
		2 託児サービス委託料過年度過払分還付金	【こども家庭セン】 5,840
20 衛生費雑入	△90,470	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金減	【健康医療課】 △90,470
45 消防費雑入	△1,386	1 高速自動車道救急業務実施費用受入金減	【警防課】 △1,386
10 企画文化債	△92,400	1 文化会館改修事業債減	【文化魅力創造課】 △37,000
		2 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業債減	【生涯学習課】 △6,100

7 5 繰入金 8 5 諸収入 9 0 市債

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	(土木債)			
	45 消防債	142,100	△24,800	117,300
	50 教育債	993,600	474,900	1,468,500
	96 調整債	0	2,650,000	2,650,000
歳 入 合 計		111,514,810	1,513,179	113,027,989

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		5 酒井土地区画整理推進事業債減	【区画整理課】 △18,600
5 消防債	△24,800	1 消防施設整備事業債減	【消防総務課 ほか】 △20,100
		2 防災行政無線維持補修事業債減	【危機管理課】 △4,700
10 小学校債	228,600	1 小学校給食施設整備事業債減	【学校給食課】 △2,200
		2 小学校整備事業債増	【学校施設課】 230,800
15 中学校債	363,800	1 中学校整備事業債増	【学校施設課】 363,800
20 社会教育債	△55,300	1 公民館改修事業債減	【市民協働推進課】 △12,700
		2 厚木北公民館整備事業債減	【市民協働推進課】 △42,600
25 保健体育債	△62,200	1 体育施設整備事業債減	【スポーツ魅力創】 △62,200
5 調整債	2,650,000	1 調整債	【財政課】 2,650,000

9 0 市債

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(消防施設費)				一般財源	15,550
25 災害対策費	295,973	46,293	342,266	市 債	△4,700
				一般財源	50,993
50 教育費	9,616,814	633,692	10,250,506		
5 教育総務費	2,578,242	△13,414	2,564,828		
10 事務局費	1,790,236	△2,110	1,788,126	一般財源	△2,110
15 教育指導費	643,890	△11,304	632,586	国庫支出金	△967
				県支出金	△3,329
				一般財源	△7,008
30 青少年教育相談センター費	109,734	0	109,734	国庫支出金	3,000
				一般財源	△3,000
10 小学校費	2,738,097	315,091	3,053,188		
5 学校管理費	1,187,293	328,710	1,516,003	国庫支出金	85,377
				市 債	230,800
				一般財源	12,533

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	46,293	1 災害対策事業費増 …………… 【危機管理課】 46,293 (1) 災害対策事業費増 46,293
11 需用費	△4	1 小中学校プール施設最適化推進事業費減 …………… 【教育総務課】 △2,110
13 委託料	△76	
14 使用料及び賃借料	△2,030	
1 報酬	△1,600	1 教育図書等配付事業費減 …………… 【学務課】 △4,204 (1) 学籍等諸票配付事業費減 △4,204
3 職員手当等	△2,500	
9 旅費	△500	2 学カステップアップ推進事業費減 …………… 【教育指導課】 △4,600 (1) 学カステップアップ支援員配置事業費減 △4,600
11 需用費	△4,204	
13 委託料	△2,500	3 教職員健康管理経費減 …………… 【教職員課】 △2,500
		財源更正
11 需用費	△48,000	1 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）増 …………… 【学校施設課】 408,286 (1) 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）減 △3,291 (2) 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）（その2） 411,577
12 役務費	△6	
13 委託料	△32,203	
15 工事請負費	408,919	2 小学校運営事業費減 …………… 【教育総務課】 △48,000 3 校舎等整備事業費（小学校）減 …………… 【学校施設課】 △31,576

4 5 消防費 5 0 教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	(学校管理費)					
	10 学校保健給食費	1,108,369	0	1,108,369	市 債	△2,200
					一般財源	2,200
	15 教育振興費	254,437	△13,619	240,818	国庫支出金	3,530
					一般財源	△17,149
	15 中学校費	1,201,430	442,374	1,643,804		
	5 学校管理費	467,178	452,014	919,192	国庫支出金	101,602
					市 債	363,800
					そ の 他	△11,000
					一般財源	△2,388
	15 教育振興費	187,089	△9,640	177,449	国庫支出金	1,995
					一般財源	△11,635
	20 社会教育費	2,259,396	△84,479	2,174,917		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		(1) 北小学校施設整備事業費減 △31,576
		財源更正
14 使用料及び賃借料	△7,500	1 小学校就学支援事業費減 …………… 【学務課】 △6,119
20 扶助費	△6,119	(1) 要保護及び準要保護児童就学援助事業費 減 △6,119
		2 小学校情報教育機器維持管理事業費減 …… 【教育研究所】 △7,500
11 需用費	△22,000	1 冷暖房設備設置事業費(中学校)増 …… 【学校施設課】 108,000
13 委託料	△8,688	(1) 中学校体育館冷暖房設備設置事業費 減 △5,800
15 工事請負費	482,702	(2) 中学校体育館冷暖房設備設置事業費 (その2) 113,800
		2 中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化) 増 …………… 【学校施設課】 211,014
		(1) 中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化) 減 △2,888
		(2) 中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化) (その2) 213,902
		3 校庭整備事業費(中学校)増 …………… 【学校施設課】 155,000
		(1) 中学校校庭整備事業費(その2) 155,000
		4 中学校運営事業費減 …………… 【教育総務課】 △22,000
14 使用料及び賃借料	△4,000	1 中学校就学支援事業費減 …………… 【学務課】 △5,640
20 扶助費	△5,640	(1) 要保護及び準要保護生徒就学援助事業費 減 △5,640
		2 中学校情報教育機器維持管理事業費減 …… 【教育研究所】 △4,000

5 0 教育費

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位: 千円)

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業（長寿命化） （その2）	411,577
	15 中学校費	中学校体育館冷暖房設備設置事業（その2）	113,800
		中学校校舎・体育館改修事業（長寿命化） （その2）	213,902
		中学校校庭整備事業（その2）	155,000

第5表 地方債補正

1 変 更

(単位: 千円)

補正前					補正後			
起債の 目的	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
小学校 給食施 設整備 事業	24,700	普通貸借 又は証券 発行。 なお、起 債の全部 又は一部 を翌年度 へ繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	年3.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金等につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間 は、据置 期間を含 め30年以 内。 ただし、 財政上の 都合によ り償還期 限を短縮 し、繰上 償還し、 又は低利 債に借り 換えるこ とができ る。	22,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
小学校 整備事 業	342,100				572,900			
中学校 整備事 業	25,900				389,700			
計	392,700				985,100			

議案第4号

令和7年度教育予算について

令和7年度教育予算について、別紙のとおり同意する。

令和7年2月15日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和7年度教育予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和7年度教育予算

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

部 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較
教育部	2,194,756	484,963	1,709,793

(歳出)

(単位：千円)

部 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較
教育部	8,317,014	5,242,202	3,074,812

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 歳入については教育委員会の特定財源のみを記載しているため、歳入と歳出の合計額は一致しない。

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
		(土木使用料)			
45	消防使用料		196	193	3
50	教育使用料		10,021	7,710	2,311

節		説 明
区 分	金 額	
15 河川使用料	3,783	1 河川使用料 【河川下水道総務】 220
		2 水路使用料 【河川下水道総務】 3,533
		3 行政財産使用料 【河川下水道総務】 30
20 都市計画使用料	10,624	1 公園占用料 【公園緑地課】 5,499
		2 公園等使用料 【公園緑地課】 4,670
		3 行政財産使用料 【公園緑地課 ほか】 455
25 住宅使用料	158,855	1 市営住宅使用料 【住宅課】 154,999
		2 行政財産使用料 【住宅課】 248
		3 市営住宅使用料滞納繰越分 【住宅課】 3,608
5 消防使用料	196	1 行政財産使用料 【消防総務課 ほか】 196
10 小学校使用料	592	1 行政財産使用料 【学校施設課 ほか】 351
		2 小学校施設使用料 【学校施設課】 241
15 中学校使用料	1,166	1 行政財産使用料 【学校施設課 ほか】 205
		2 中学校施設使用料 【学校施設課】 961
20 社会教育使用料	147	1 行政財産使用料 【市民協働推 ほか】 147
25 保健体育使用料	8,116	1 厚木野球場使用料 【スポーツ魅力創】 501
		2 玉川野球場使用料 【スポーツ魅力創】 2,575

2

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	40 土木費国庫補助金	257,917	420,420	△162,503
	45 消防費国庫補助金	5,948	5,761	187
	50 教育費国庫補助金	24,493	20,984	3,509

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 道路橋りょう費補助金	239,400	1 社会資本整備総合交付金（道路事業） ……	【道路維持課 ほか】 109,500
		補助率 1/2	
		2 社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業） ……	【道路総務課】 21,000
20 都市計画費補助金	7,700	補助率 1/2	
		2 社会資本整備総合交付金（都市再開発支援事業） ……	【市街地整備課】 1,700
		補助率 1/3	
25 住宅費補助金	10,817	1 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） ……	【建築指導課 ほか】 10,817
		補助率 1/2	
		2 特殊地下壕対策事業補助金 ……	【危機管理課】 2,948
5 消防費補助金	5,948	1 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） ……	【危機管理課】 3,000
		補助率 1/2	
		2 特殊地下壕対策事業補助金 ……	【危機管理課】 2,948
5 教育総務費補助金	10,113	1 理科教育設備整備費等補助金 ……	【教育指導課】 2,322
		補助率 1/3	
		2 教育支援体制整備事業費補助金 ……	【教育指導課】 7,791
10 小学校費補助金	4,620	補助率 1/3以内	
		1 要保護児童援助費補助金 ……	【学務課】 250
		補助率 1/2以内	
15 中学校費補助金	4,150	2 小学校特別支援教育就学奨励費補助金 ……	【学務課】 2,898
		補助率 1/2以内	
		3 小学校理科教育設備整備費等補助金 ……	【教育総務課】 1,472
		補助率 1/2	

5 5 国庫支出金

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
		(教育費国庫補助金)			
		75 地域住宅計画事業交付金	106,707	18,912	87,795
		0 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	20,000	△20,000
	15	委託金	166,664	68,547	98,117
	10	総務費委託金	100,051	2,356	97,695
	15	民生費委託金	66,613	66,191	422
60	県支出金		7,281,189	6,362,941	918,248

節		説 明	
区 分	金 額		
		1 要保護生徒援助費補助金 ……………	【学務課】 742
		補助率 1/2以内	
		2 中学校特別支援教育就学奨励費補助金 ………	【学務課】 2,440
		補助率 1/2以内	
		3 中学校理科教育設備整備費等補助金 ……………	【教育総務課】 968
		補助率 1/2	
20 社会教育費補助金	5,610	1 埋蔵文化財調査費補助金 ……………	【文化魅力創造課】 5,610
		補助率 1/2	
5 地域住宅計画事業交付金	106,707	1 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画事業）	【住宅課】 106,707
		補助率 45/100・50/100	
5 総務管理費委託金	60	1 自衛官募集事務委託金 ……………	【危機管理課】 60
20 戸籍住民基本台帳費委託金	2,074	1 中長期在留者住居地届出等事務委託金 ………	【市民課】 2,074
25 選挙費委託金	97,917	1 参議院議員通常選挙費委託金 ……………	【選挙管理委員会】 97,887
		2 在外選挙特別経費委託金 ……………	【選挙管理委員会】 30
5 社会福祉費委託金	65,644	1 国民年金事務取扱費委託金 ……………	【国保年金課】 54,052
		2 国民年金協力・連携事務取扱費委託金 ………	【国保年金課】 11,436
		3 遺族及留守家族等援護事務事業費委託金 ………	【生活福祉課】 156
10 児童福祉費委託金	969	1 特別児童扶養手当事務取扱交付金 ……………	【子育て給付課】 969

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(農林費県補助金)			
	35 商工費県補助金	1,698	1,698	0
	45 消防費県補助金	60,444	47,990	12,454
	50 教育費県補助金	649,860	19,289	630,571
	0 土木費県補助金	0	9,600	△9,600
	0 市町村振興助成金	0	25,264	△25,264
	15 委託金	508,086	370,432	137,654
	10 総務費委託金	507,407	369,721	137,686

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		1 水源の森林づくり協力協約推進費補助金 ……	【農業政策課】 2,197 補助率 8/10
5 商工費補助金	1,698	1 消費者行政推進事業費補助金 ……	【市民協働推進課】 1,698 補助率 1/2・10/10
5 消防費補助金	60,444	1 神奈川県山市町村地域防災力強化事業費補助金	【消防総務課 ほか】 60,444
5 教育総務費補助金	643,047	1 コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金 ……	【教育総務課】 260 補助率 2/3
		2 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業費補助金 ……	【教育指導課】 14,731 補助率 2/3以内
		3 公立学校情報機器整備事業費補助金 ……	【教育研究所】 625,056 補助率 2/3
		4 市町村立学校働き方改革加速化補助金 ……	【教育総務課】 3,000
15 中学校費補助金	2,822	1 部活動指導員配置促進事業費補助金 ……	【教育指導課】 2,822 補助率 2/3以内
20 社会教育費補助金	3,991	1 地域学校協働活動推進事業費補助金 ……	【市民協働推進課】 2,121 補助率 2/3
		2 指定文化財保存修理等補助金 ……	【文化魅力創造課】 1,870
15 徴税費委託金	362,757	1 県民税賦課徴収取扱費委託金 ……	【収納課】 362,757
20 戸籍住民基本台帳費委託金	180	1 人口動態調査費委託金 ……	【市民課】 180
30 統計調査費委託金	144,470		

6 0 県支出金

	款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
	(利子及び配当金)					
	10 財産売却収入			5,000	5,000	0
	5 不動産売却収入			5,000	5,000	0
70	寄附金			1,300,000	1,300,000	0
	5 寄附金			1,300,000	1,300,000	0

節			
区	分	金	額
		8	出産費用貸付基金利子 【こども家庭セン】 1
		9	松川サク工業振興基金利子 【産業振興課】 6
		10	みどりの基金利子 【公園緑地課】 43
		11	和田傳文学基金利子 【教育指導課】 4
		12	スポーツ振興基金利子 【スポーツ魅力創】 1
		13	文化芸術振興基金利子 【文化魅力創造課】 1
		14	S E L教育基金利子 【教育指導課】 15
		15	災害対策基金利子 【危機管理課】 2
		16	市民協働推進基金利子 【市民協働推進課】 1
		17	里地里山保全等促進基金利子 【環境政策課】 17
		18	久保奨学金基金利子 【教育総務課】 267
		19	歳計現金運用利子 【会計課】 2,179
		20	久保子どもの未来応援基金利子 【こども育成課】 200
		21	学校施設整備基金利子 【教育総務課】 21,250
5	土地売払収入	5,000	1 市有地売払収入 【道路総務課】 5,000

6 5 財産収入 7 0 寄附金

(単位：千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	60 ふるさと納税等寄附金	1,300,000	1,300,000	0
75 繰入金		9,154,712	6,434,221	2,720,491
	3 他会計繰入金	92,779	92,540	239
	15 介護保険事業特別会計繰入金	92,779	92,540	239
	5 基金繰入金	9,061,933	6,341,681	2,720,252
	5 国際交流基金繰入金	12,667	20,125	△7,458
	15 財政調整基金繰入金	6,222,179	4,205,530	2,016,649
	18 庁舎整備基金繰入金	2,200,000	1,700,000	500,000
	25 社会福祉基金繰入金	115,879	130,479	△14,600
	40 住宅新築等資金借入金償還準備基金繰入金	170	300	△130
	46 里地里山保全等促進基金繰入金	3,050	2,497	553
	50 松川サク工業振興基金繰入金	274	278	△4
	60 みどりの基金繰入金	87,208	71,973	15,235
	65 和田傳文学基金繰入金	500	999	△499
	68 S E L 教育基金繰入金	1,369	1,422	△53
	69 久保奨学金基金繰入金	10,350	9,300	1,050

節 金 額		説 明	
区 分	金 額		
5 ふるさと納税等寄附金	1,300,000	1 ふるさと納税寄附金	【財政課】 1,300,000
5 介護保険事業特別会計繰入金	92,779	1 介護保険事業特別会計繰入金	【地域包括ケア推】 92,779
5 国際交流基金繰入金	12,667	1 国際交流基金繰入金	【企画政策課】 12,667
5 財政調整基金繰入金	6,222,179	1 財政調整基金繰入金	【財政課】 5,002,653
		2 財政調整基金繰入金（ふるさと納税等分）	【財政課】 1,219,526
5 庁舎整備基金繰入金	2,200,000	1 庁舎整備基金繰入金	【企画政策課】 2,200,000
5 社会福祉基金繰入金	115,879	1 社会福祉基金繰入金	【地域包括ケア推】 115,879
5 住宅新築等資金借入金償還準備基金繰入金	170	1 住宅新築等資金借入金償還準備基金繰入金	【市民協働推進課】 170
5 里地里山保全等促進基金繰入金	3,050	1 里地里山保全等促進基金繰入金	【環境政策課】 3,050
5 松川サク工業振興基金繰入金	274	1 松川サク工業振興基金繰入金	【産業振興課】 274
5 みどりの基金繰入金	87,208	1 みどりの基金繰入金	【公園緑地課】 87,208
5 和田傳文学基金繰入金	500	1 和田傳文学基金繰入金	【教育指導課】 500
5 S E L 教育基金繰入金	1,369	1 S E L 教育基金繰入金	【教育指導課】 1,369
5 久保奨学金基金繰入金	10,350	1 久保奨学金基金繰入金	【教育総務課】 10,350

7 0 寄附金 7 5 繰入金

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(雑入)			
90	市債	9,724,100	12,230,900	△2,506,800
	5 市債	9,724,100	12,230,900	△2,506,800
	10 総務債	164,600	4,296,200	△4,131,600
	15 民生債	193,400	177,600	15,800

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		4 消防団員退職償金受入金 ……………	【消防総務課】 27,446
		5 消防広域化経費負担金 ……………	【消防総務課】 141,035
		6 消防救急無線の広域化・共同化事業費負担金 ……………	【指令課】 1,859
		7 新型防災ラジオ購入者負担金 ……………	【危機管理課】 1,020
		8 その他雑入 ……………	【危機管理課 ほか】 1,502
50 教育費雑入	43,938	1 シティプラザ廃棄物等処理費負担金 ……………	【青少年課】 45
		2 シティプラザ共用部分管理費負担金 ……………	【青少年課】 12,730
		3 学校給食費（教職員光熱水費相当負担分等）…	【学校給食課】 18,874
		4 スポーツ振興くじ助成金 ……………	【スポーツ魅力創】 4,300
		5 地域伝統芸能等保存事業助成金 ……………	【文化魅力創造課】 300
		6 広告料収入 ……………	【スポーツ魅力創】 1,000
		7 その他雑入 ……………	【教育総務課 ほか】 6,689
10 企画文化債	164,600	1 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業債 …	【生涯学習課】 164,600
5 社会福祉債	93,300	1 社会福祉施設整備事業債 ……………	【福祉総合支援課】 32,700
		2 保健福祉センター施設改修事業債 ……………	【健康医療課】 48,000

8 5 諸収入 9 0 市債

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
	(土木債)			
	45 消防債	312,700	142,100	170,600
	50 教育債	1,927,100	940,900	986,200
歳 入 合 計		109,100,000	103,800,000	5,300,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 住宅債	109,100	1 市営住宅整備事業債	【住宅課】 109,100
5 消防債	312,700	1 消防施設整備事業債	【消防総務課 ほか】 192,400
		2 防災行政無線維持補修事業債	【危機管理課】 56,200
		3 防災対策事業債	【危機管理課】 26,100
		4 急傾斜地崩壊対策事業債	【危機管理課】 38,000
10 小学校債	975,300	1 小学校給食施設整備事業債	【学校給食課】 21,600
		2 小学校整備事業債	【学校施設課】 953,700
15 中学校債	496,700	1 中学校整備事業債	【学校施設課】 496,700
20 社会教育債	255,900	1 公民館改修事業債	【市民協働推進課】 255,900
25 保健体育債	199,200	1 体育施設整備事業債	【スポーツ魅力創】 199,200

9 0 市債

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
(災害対策費)					
50 教育費	12,080,754	9,235,694	2,845,060		
5 教育総務費	2,866,903	2,507,645	359,258		
5 教育委員会費	6,720	6,787	△67	一般財源	6,720
10 事務局費	1,853,566	1,722,343	131,223	県支出金	260
				そ の 他	21,250
				一般財源	1,832,056

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		11 災害対策基金積立金 【危機管理課】 2
		12 防災事務経費 【危機管理課】 586
		13 被災者支援システム運用事業費 【危機管理課】 7,333
		14 感震ブレーカー整備事業費 【危機管理課】 4,007
		15 物資集積拠点整備事業費 【危機管理課】 25,000
		16 特殊地下壕対策事業費 【危機管理課】 5,896
1 報酬	5,333	1 教育委員会運営費 【教育総務課】 6,444
8 報償費	140	2 教育委員会表彰事業費 【教育総務課】 276
9 旅費	215	
10 交際費	350	
11 需用費	157	
12 役務費	525	
1 報酬	11,257	1 職員給与費 【職員課】 792,313
2 給料	422,951	(1) 常勤特別職 15,902
3 職員手当等	368,971	(2) 一般職 776,411
4 共済費	131,229	2 事務局運営費 【教育総務課 ほか】 139,305
8 報償費	190	3 コミュニティ・スクール推進事業費 【教育総務課】 6,525
9 旅費	470	4 スクールアシスタント事業費 【学校施設課】 9,476
11 需用費	3,074	

4 5 消防費 5 0 教育費

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
(事務局費)					
15 教育指導費	877,651	641,186	236,465	国庫支出金	5,913
				県支出金	17,731
				そ の 他	92,748
				一般財源	761,259

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	10,217	5 第3次教育振興基本計画策定事業費 …… 【教育総務課】 842
13 委託料	41,755	6 小中学校適正規模等推進事業費 …… 【教育総務課】 1,340
14 使用料及び賃借料	1,261	(1) 小中学校通学区区域編成委員会運営費 1,340
19 負担金、補助及び交付金	215	
20 扶助費	42,412	7 小中学校学校施設最適化推進事業費 …… 【学校施設課】 29,006
25 積立金	21,250	
28 繰出金	798,314	8 小中学校プール施設最適化推進事業費 …… 【教育総務課】 12,426
		9 学校施設整備基金積立金 …… 【教育総務課】 21,250
		10 学校給食費無償化対応繰出金 …… 【学校給食課】 798,314
		(1) 学校給食事業特別会計繰出金 662,846
		(2) 学校給食事業特別会計繰出金（就学援助分） 120,713
		(3) 学校給食事業特別会計繰出金（地場農産物分） 14,755
		11 小中学校学校給食費相当額助成事業費 …… 【学校給食課】 42,769
1 報酬	283,735	1 英語教育推進事業費 …… 【教育指導課】 59,175
3 職員手当等	26,016	(1) 英語教育推進事業費 54,175
		(2) グローバル教育交流事業費 5,000
4 共済費	5,452	
8 報償費	30,333	2 特別支援教育推進事業費 …… 【教育指導課】 154,394
9 旅費	12,792	(1) 特別支援教育推進事業費 154,034
		(2) インクルーシブ教育推進事業費 360
11 需用費	23,682	3 教育活動推進事業費 …… 【教育指導課】 15,052
12 役務費	16,897	(1) 教育活動推進事業費 14,251
		(2) 睡眠教育推進事業費 801
13 委託料	184,942	4 学校保健事業費（一般） …… 【学務課】 51,282
14 使用料及び賃借料	268,528	(1) 学校医等報酬 44,198

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
(教育指導費)					

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	24,992	(2) 学校事故審査委員会運営費 94 (3) 就学時健康診断経費 2,219 (4) 学校事故見舞金 600 (5) 学校保健事務費 4,171
25 積立金	282	5 こどもアート展事業費 …………… 【教育指導課】 301 6 外国籍児童・生徒等支援事業費 …………… 【教育指導課】 25,597 (1) 外国籍児童・生徒等支援事業費 23,393 (2) 日本語指導プレクラス運営事業費 2,204 7 教育図書等配付事業費 …………… 【学務課】 17,901 (1) 教科書等配付事業費 9,605 (2) 学籍等諸票配付事業費 8,296 8 学カステップアップ推進事業費 …………… 【教育指導課】 64,541 (1) 学カステップアップ支援員配置事業費 64,541 9 小中一員教育推進事業費 …………… 【教育指導課】 138 10 教職員人事経費 …………… 【教職員課】 3,101 11 厚木・愛甲教職員厚生会交付金 …………… 【教職員課】 3,300 12 教職員健康管理経費 …………… 【教職員課】 10,035 13 児童・生徒登下校等安全推進事業費 …… 【学務課】 8,488 14 和田傳文学基金事業費 …………… 【教育指導課】 994 15 学校支援プロジェクト推進事業費 …………… 【教育指導課】 3,553 16 教育ネットワークシステム事業費 …………… 【教育研究所】 321,555

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(教育指導費)					
	20 教育研究所費	8,141	27,595	△19,454	そ の 他	17
					一般財源	8,124
	30 青少年教育相談センター費	120,825	109,734	11,091	そ の 他	410
					一般財源	120,415

節		説 明	
区 分	金 額		
		17 学校司書配置事業費	【教育指導課】 27,897
		18 教育指導事務経費	【教育指導課】 4,001
		19 学務事業費	【学務課】 91,099
		20 インターナショナルセーフスクール推進事業費	【教育指導課】 3,094
		21 S E L教育基金事業費	【教育指導課】 1,369
		22 S E L教育基金積立金	【教育指導課】 15
		23 久保奨学金基金事業費	【教育総務課】 10,502
		24 久保奨学金基金積立金	【教育総務課】 267
1 報酬	1,981	1 教育調査研究事業費	【教育研究所】 3,259
3 職員手当等	743	(1) 教育調査研究部会運営費	240
4 共済費	508	(2) 教育資料提供事業費	3,019
8 報償費	840	2 先生のための研修事業費	【教育研究所】 1,118
9 旅費	213	3 教育研究所運営事業費	【教育研究所】 3,764
11 諸川費	3,507		
12 役務費	108		
14 使用料及び賃借料	221		
19 負担金、補助及び交付金	20		
1 報酬	80,748	1 青少年非行防止活動事業費	【青少年教育相談】 9,478
3 職員手当等	19,253	2 青少年教育相談事業費	【青少年教育相談】 77,126
4 共済費	11,825		

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
(青少年教育相談センター費)					
10 小学校費	4,411,341	2,607,368	1,803,973		
5 学校管理費	2,149,927	1,087,256	1,062,671	市 債	953,700
				そ の 他	2,247
				一般財源	1,193,980
10 学校保健給食費	1,041,436	1,077,677	△36,241	国庫支出金	12

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	3,700	3 登校支援推進事業費 …………… 【青少年教育相談】 17,872
9 旅費	3,957	4 青少年教育相談センター運営協議会運営費 【青少年教育相談】 63
11 需用費	1,014	5 教育支援教室運営事業費 …………… 【青少年教育相談】 16,017
12 役務費	22	6 青少年教育相談センター事務経費 …………… 【青少年教育相談】 269
14 使用料及び賃借料	206	
18 備品購入費	100	
2 給料	1,606	1 職員給与費 …………… 【職員課】 3,047
3 職員手当等	1,062	2 冷暖房設備設置事業費（小学校） …………… 【学校施設課】 54,829 (1) 小学校特別教室冷暖房設備設置事業費 49,418 (2) 小学校体育館冷暖房設備設置事業費 5,411
4 共済費	379	
11 需用費	439,395	3 小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化） 【学校施設課】 38,796
12 役務費	67,748	4 小学校運営事業費 …………… 【教育総務課】 402,944
13 委託料	257,284	5 小学校維持管理事業費 …………… 【学校施設課】 63,413
14 使用料及び賃借料	489,575	6 小学校維持補修事業費 …………… 【学校施設課】 197,254
15 工事請負費	879,118	7 校舎等整備事業費（小学校） …………… 【学校施設課】 1,389,644 (1) 依知南小学校施設整備事業費 222,285 (2) 依知南小学校施設整備事業費（継続費） 531,965 (3) 緑ヶ丘小学校施設整備事業費 212,521 (4) 緑ヶ丘小学校施設整備事業費（継続費） 323,899 (5) 北小学校施設整備事業費 98,974
18 備品購入費	13,698	
19 負担金、補助及び交付金	62	
1 報酬	1,539	

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
(学校保健給食費)				市 債	21,600
				そ の 他	27,421
				一般財源	992,403
15 教育振興費	970,522	254,437	716,085	国庫支出金	4,608
				県支出金	419,136
				一般財源	546,778

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	128,401	1 職員給与費 …………… 【職員課】 244,312
3 職員手当等	105,752	2 学校保健事業費（小学校） …………… 【学務課】 35,056
4 共済費	43,760	(1) 健康診断事業費 8,797
9 旅費	327	(2) 保健室整備運営費 14,856
11 需用費	90,454	(3) 要保護及び準要保護児童医療費等経費 884
12 役務費	27,700	(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金 9,456
13 委託料	617,406	(5) 児童安全経費 1,063
14 使用料及び賃借料	7,890	3 小学校学校給食事業費 …………… 【学校給食課】 739,398
18 備品購入費	7,684	(1) 小学校給食施設維持補修事業費 7,951
19 負担金、補助及び交付金	9,536	(2) 単独調理場維持管理事業費 71,968
20 扶助費	884	(3) 単独調理場維持補修事業費 37,131
23 償還金、利子及び割引料	103	(4) 単独調理場運営事業費 562,330
		(5) 小学校給食事業費 33,375
		(6) 小学校給食調理経費 26,643
		4 学校給食施設改修事業費（長寿命化） …… 【学校給食課】 22,670
1 報酬	34,001	1 教材等支援事業費（小学校） …………… 【教育総務課】 24,850
3 職員手当等	5,214	(1) 小学校教材等支援事業費 24,850
9 旅費	868	2 教育研修・活動支援事業費（小学校） …… 【教育指導課】 18,526
11 需用費	31,481	(1) 特色ある学校づくり交付金 18,526
12 役務費	3,988	3 小学校就学支援事業費 …………… 【学務課】 77,132
13 委託料	91,865	(1) 要保護及び準要保護児童就学援助事業費 70,358
14 使用料及び賃借料	31,213	(2) 小学校特別支援学級等就学奨励事業費 6,774
18 備品購入費	676,786	4 小学校児童支援推進事業費 …………… 【教職員課】 40,083
19 負担金、補助及び交付金	18,526	5 小学校理科教育設備整備等事業費 …………… 【教育総務課】 2,944
20 扶助費	76,580	

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(教育振興費)					
	20 学校給食センター費	249,456	187,998	61,458	そ の 他	1,929
					一般財源	247,527
15 中学校費		2,094,536	1,124,533	970,003		
	5 学校管理費	977,307	398,800	578,507	市 債	496,700
					そ の 他	1,496
					一般財源	479,111

節		説 明	
区 分	金 額		
		6 小学校特別支援学級設備整備事業費 ……	【教育総務課】 5,206
		7 小学校情報教育機器維持管理事業費 ……	【教育研究所】 801,781
1 報酬	211	1 南部学校給食センター費 ……………	【学校給食課】 249,456
9 旅費	5	(1) 南部学校給食センター維持管理事業費	39,431
11 需用費	42,342	(2) 南部学校給食センター運営事業費	195,816
12 役務費	17,975	(3) 南部学校給食センター維持補修事業費	13,147
13 委託料	188,141	(4) 学校給食センター運営委員会運営費	211
14 使用料及び賃借料	414	(5) 南部学校給食センター事務費	851
18 備品購入費	368		
2 給料	8,795	1 職員給与費 ……………	【職員課】 17,525
3 職員手当等	6,121	2 冷暖房設備設置事業費（中学校） ……	【学校施設課】 69,738
4 共済費	2,609	(1) 中学校特別教室冷暖房設備設置事業費	33,524
9 旅費	7	(2) 中学校体育館冷暖房設備設置事業費	36,214
11 需用費	296,225	3 中学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）	【学校施設課】 517,876
12 役務費	42,693	4 校庭整備事業費（中学校） ……………	【学校施設課】 12,001
13 委託料	113,764	(1) 中学校校庭整備事業費	12,001
14 使用料及び賃借料	83,686	5 中学校運営事業費 ……………	【教育総務課】 170,908
15 工事請負費	405,828	6 中学校維持管理事業費 ……………	【学校施設課】 42,636
18 備品購入費	13,832		
19 負担金、補助及び交付金	3,207		
22 補償、補填及び賠償金	540		

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
10 学校保健給食費	51,641	34,220	17,421	国庫支出金	12
				そ の 他	11,692
				一般財源	39,937
15 教育振興費	535,340	187,089	348,251	国庫支出金	4,138
				県支出金	208,742
				一般財源	322,460

節		説 明
区 分	金 額	
		7 中学校維持補修事業費 ……………【学校施設課 ほか】 143,435
		8 中学校夜間学級運営負担金 ……………【教育指導課】 3,188
9 旅費	4	1 学校保健事業費（中学校） ……………【学務課】 24,539
11 需用費	6,891	(1) 健康診断事業費 7,778
12 役務費	4,207	(2) 保健室整備運営費 9,815
13 委託料	30,694	(3) 要保護及び準要保護生徒医療費等経費 1,094
14 使用料及び賃借料	2,854	(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金 負担金 5,276
18 備品購入費	473	(5) 生徒安全経費 576
19 負担金、補助及び交付金	5,315	2 中学校学校給食事業費 ……………【学校給食課】 27,102
20 扶助費	1,094	(1) 中学校給食事業費 14,794
23 償還金、利子及び割引料	109	(2) 中学校給食調理経費 12,308
1 報酬	10,624	1 教材等支援事業費（中学校） ……………【教育総務課】 14,451
3 職員手当等	950	(1) 中学校教材等支援事業費 14,451
8 報償費	7,800	2 教育研修・活動支援事業費（中学校） ……【教育指導課】 12,185
9 旅費	1,096	(1) 特色ある学校づくり交付金 12,185
11 需用費	17,467	3 中学校就学支援事業費 ……………【学務課】 59,206
12 役務費	2,268	(1) 要保護及び準要保護生徒就学援助事業費 53,890
13 委託料	45,780	(2) 中学校特別支援学級就学奨励事業費 5,316
14 使用料及び賃借料	30,620	4 部活動等支援事業費 ……………【教育指導課】 23,332
18 備品購入費	337,560	(1) 部活動指導協力者配置事業費 7,800
19 負担金、補助及び交付金	22,332	(2) 部活動指導員配置事業費 5,185
20 扶助費	58,843	(3) 部活動振興交付金 3,639
		(4) 部活動の地域移行事業費 200

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
					区 分	金 額
	(教育振興費)					
	20 学校給食センター費	530,248	504,424	25,824	そ の 他	2,818
					一般財源	527,430
20 社会教育費		1,830,378	2,236,285	△405,907		
	5 社会教育総務費	313,536	312,799	737	県支出金	2,121
					そ の 他	20
					一般財源	311,395

節		説 明	
区 分	金 額		
		(5) 関東・全国大会等派遣費補助金	6,508
		5 中学校理科教育設備整備等事業費 ……	【教育総務課】 1,936
		6 中学校特別支援学級設備整備事業費 ……	【教育総務課】 3,458
		7 中学校情報教育機器維持管理事業費 ……	【教育研究所】 413,487
		8 中学校少人数学級実施事業費 ……	【教職員課】 7,285
2 給料	1,561	1 北部学校給食センター費 ……	【学校給食課】 530,248
3 職員手当等	1,191	(1) 北部学校給食センター維持管理事業費	72,741
4 共済費	521	(2) 北部学校給食センター運営事業費	453,611
9 旅費	20	(3) 北部学校給食センター事務費	3,896
11 需用費	72,815		
12 役務費	871		
13 委託料	405,099		
14 使用料及び賃借料	109		
17 公有財産購入費	48,061		
1 報酬	3,199	1 職員給与費 ……	【職員課】 295,518
2 給料	134,463		
3 職員手当等	113,216	2 人権教育・啓発推進事業費 ……	【教育総務課】 741
4 共済費	49,089		
8 報償費	3,312	3 家庭教育支援事業費 ……	【市民協働推進課】 2,090
9 旅費	352	(1) 家庭教育学級交付金	1,800
11 需用費	1,854	(2) 家庭教育情報提供事業費	290

50教育費

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				区 分	金 額
(社会教育総務費)					
20 公民館費	906,324	1,347,255	△440,931	市 債	255,900
				そ の 他	2,160
				一般財源	648,264

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	189	4 地域子ども教室推進事業費 ……………【市民協働推進課】 2,986
13 委託料	1,748	(1) 地域子ども教室運営事業交付金 2,986
14 使用料及び賃借料	355	5 地域学校協働活動事業費 ……………【市民協働推進課】 3,491
19 負担金、補助及び交付金	5,759	6 厚木ユネスコ協会育成補助金 ……………【教育総務課】 70
		7 社会教育集会所維持管理事業費 ……………【市民協働推進課】 2,991
		8 社会教育委員会議運営費 ……………【市民協働推進課】 1,520
		9 P T A 支援事業費 ……………【教育総務課】 620
		(1) 市立小中学校 P T A 連絡協議会支援事業補助金 620
		10 社会教育事務経費 ……………【市民協働推進課】 3,509
1 報酬	22,011	1 職員給与費 ……………【職員課】 335,266
2 給料	148,399	2 公民館整備事業費 ……………【市民協働推進課】 20,036
3 職員手当等	131,708	3 公民館活動事業費 ……………【市民協働推進課】 24,860
4 共済費	55,159	4 公民館維持管理事業費 ……………【市民協働推進課】 92,621
9 旅費	120	5 公民館運営事業費 ……………【市民協働推進課】 95,853
11 需用費	111,509	6 公民館維持補修事業費 ……………【市民協働推進課】 56,633
12 役務費	9,113	7 公民館改修事業費（長寿命化） ……………【市民協働推進課】 233,526
13 委託料	153,313	8 公民館熱中症対策空調設備整備事業費 ……【市民協働推進課】 35,165
14 使用料及び賃借料	9,405	9 公共用地取得事業特別会計繰出金 ……………【市民協働推進課】 12,364
15 工事請負費	233,123	
18 備品購入費	2,070	
19 負担金、補助及び交付金	17,530	
22 補償、補填及び賠償金	500	

50 教育費

第2表 継続費

(単位: 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 教育費	10 小学校費	緑ヶ丘小学校 施設整備事業	4, 152, 890	令和7年度	323, 899
				令和8年度	999, 168
				令和9年度	2, 786, 204
				令和10年度	43, 619

第3表 債務負担行為

(単位: 千円)

事項	期間	限度額
廃棄物処理業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度	8, 313
自家用電気工作物保安業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和9年度	69, 788
公共施設における食品廃棄物収集・運搬等 業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度	6, 323
小学校水泳指導業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度	42, 966
外国語指導助手派遣業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和10年度	179, 955
小学校指導者用デジタル教科書利用料 (令和7年度分)	令和8年度	3, 947
A I 型デジタルドリル利用料 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和11年度	48, 400
学籍・就学援助システム利用料 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和12年度	20, 560
中学校特別教室冷暖房設備賃借料 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和17年度	424, 710

事項	期間	限度額
小中学校体育館冷暖房設備賃借料 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和17年度	702,920
緑ヶ丘小学校仮設校舎賃借料(その2) (令和7年度分)	令和8年度～ 令和10年度	4,368
北小学校仮設校舎賃借料(令和7年度分)	令和8年度～ 令和11年度	1,159,026
単独調理場殺虫殺菌業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度	259
厚木第二小学校調理器具等管理業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度	1,254
厚木第二小学校調理機器更新経費 (令和7年度分)	令和8年度	130,033
単独調理場排水処理施設保守点検業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度	1,186
学校給食従事職員等細菌培養検査業務経費 (令和7年度分)	令和8年度	131
小学校給食調理等業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和10年度	513,741
依知南小学校給食配送業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和9年度	11,286
小中学校牛乳パック収集・運搬業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度	999
学校給食費管理システム使用料 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和12年度	32,819
厚木第二小学校単独調理場改修事業経費 (令和7年度分)	令和8年度	260,381
第2期GIGAスクール端末調達等業務経費 (令和7年度分)	令和8年度	7,150
第2期GIGAスクール端末展開・運用保守 業務委託経費(令和7年度分)	令和8年度～ 令和12年度	145,200
南部学校給食センター調理等業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度～ 令和10年度	354,980

(単位：千円)

事項	期間	限度額
南部学校給食センター排水処理施設維持管理 業務委託経費 (令和7年度分)	令和8年度	78
中学校受変電設備改修・更新事業経費 (令和7年度分)	令和8年度	163,284

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校給食施設整備事業	21,600	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
小学校整備事業	953,700			
中学校整備事業	496,700			
計	1,472,000			

〔一般会計〕歳入

「ほか」と記載がある箇所の内訳

(単位：千円)

款 項 目	節	説 明 欄
50 使用料及び手数料		
5 使用料		
50 教育使用料	10 小学校使用料	〔2ページ〕 行政財産使用料 学校施設課 学校給食課 【 金 額 】 351 348 3
	15 中学校使用料	〔2ページ〕 行政財産使用料 学校施設課 学校給食課 【 金 額 】 205 183 22
85 諸収入		
25 雑入		
15 雑入	50 教育費雑入	〔8ページ〕 その他雑入 6,689 教育総務課 その他雑入（教育総務課分） 810 教育総務課 その他雑入（小中学校太陽光発電分） 1,200 学務課 雇用保険料受入金（学務課分） 14 学校給食課 その他雑入（南部学校給食センター分） 148 学校給食課 雇用保険受入金（学校給食課分） 43 学校給食課 その他雑入（学校給食課分） 798 学校給食課 小学校給食費遅延損害金 1 学校給食課 中学校給食費遅延損害金 1 学校給食課 小学校給食費支払督促等申立手数料 3 学校給食課 中学校給食費支払督促等申立手数料 3 教育指導課 雇用保険料受入金（教育指導課分） 71 教育研究所 雇用保険料受入金（教育研究所分） 115 青少年教育相談センター 雇用保険料受入金（青少年教育相談センター分） 410 市民協働推進課 その他雑入（市民協働推進課分） 1,251 市民協働推進課 雇用保険料受入金（市民協働推進課分） 16 市民協働推進課 その他雑入（公民館太陽光発電分） 229 中央図書館 図書館資料複写収入 240 中央図書館 その他雑入（中央図書館分） 43 中央図書館 臨時職員雇用保険料受入金（中央図書館分） 55 スポーツ魅力創造課 その他雑入（スポーツ魅力創造課分） 145 スポーツ魅力創造課 雇用保険料受入金（スポーツ魅力創造課分） 67 文化魅力創造課 その他雑入（文化魅力創造課分） 975 文化魅力創造課 雇用保険料受入金（文化魅力創造課分） 51

〔一般会計〕歳出

「ほか」と記載がある箇所の内訳

(単位：千円)

款 項 目		説 明 欄	
50 教育費			
5 教育総務費			
10 事務局費	〔10ページ〕 事務局運営費		【 金 額 】
		教育総務課 学校施設課	139,305 138,466 839
15 中学校費			
5 学校管理費	〔17ページ〕 中学校維持補修事業費		【 金 額 】
		学校施設課 学校給食課	143,435 131,003 12,432

(議案第 4 号 参考資料 2)

令和 7 年度教育委員会当初予算主要事業

令和7年度教育委員会当初予算主要事業一覧

(新)・・・新規事業 (拡)・・・拡充事業 (単位:千円)

事業名			事業内容	事業費	課等名	基本方針
1	(新)	第3次教育振興基本計画策定事業費	社会情勢や教育環境の急速な変化を踏まえ、将来を見据えた本市の教育の方向性を定めるため、新たに第3次教育振興基本計画を策定します。	842	教育総務課	1
2		小中学校通学区再編成委員会運営費	市立小・中学校の適正規模・適正配置を図るため、教育委員会の諮問に応じ、適正な通学区の再編成に関する事項を審議する小中学校通学区再編成委員会を運営します。	1,340	教育総務課	3
3		小学校教材等支援事業費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、図工科、家庭科を中心とした教材に必要な消耗品を購入します。	24,850	教育総務課	1
4		中学校教材等支援事業費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、音楽科、美術科、技術・家庭科を中心とした教材に必要な消耗品を購入します。	14,451	教育総務課	1
5		児童・生徒登下校等安全推進事業費	児童・生徒が安心して登下校できるようにするため、防犯ブザーの配布や学童通学誘導員の配置等を行います。	8,488	学務課	3
6		要保護及び準要保護児童就学援助事業費	教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に、学用品等の経費の一部を支給します。	70,358	学務課	4
7		要保護及び準要保護生徒就学援助事業費	教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に、学用品等の経費の一部を支給します。	53,890	学務課	4
8	(拡)	小中学校学校施設最適化推進事業費	校舎及び体育館の建て替え整備事業の平準化を図り、継続的に事業を推進していくため、学校施設の耐用年数評価を行います。 [対象]目標耐用年数60年の施設のうち、小学校6校7棟、中学校4校6棟	29,006	学校施設課	3
9		小学校体育館冷暖房設備設置事業費	児童の安心・安全で快適な教育環境の確保及び避難所としての機能強化を図るため、体育館へ冷暖房設備の設置を行います。 [設置校] 12校	5,411	学校施設課	3
10		小学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化)	児童が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、次年度以降の工事に向け、長寿命化(機能回復・機能向上)改修設計委託及び受変電改修設計委託を行います。 [設計委託] ・長寿命化(機能回復)1校(三田小) ・長寿命化(機能向上)1校(北小) ・受変電設備1校(荻野小)	38,796	学校施設課	3

事業名			事業内容	事業費	課等名	基本方針
11		依知南小学校施設整備事業費(継続費)	老朽化が進んだ依知南小学校中央棟校舎及び西棟校舎の建て替え整備に係る詳細設計、既存校舎解体工事等を行います。 (継続費) 令和7年度～令和10年度 総額 3,574,643千円 鉄筋コンクリート 地上3階建て 延床面積4,698㎡	531,965	学校施設課	3
12	(新)	緑ヶ丘小学校施設整備事業費(継続費)	老朽化が進んだ緑ヶ丘小学校東棟校舎及び西棟校舎の建て替え整備に係る詳細設計、既存校舎解体工事等を行います。 (継続費) 令和7年度～令和10年度 総額 4,152,890千円 鉄筋コンクリート 地上3階建て 延床面積5,383㎡	323,899	学校施設課	3
13		北小学校施設整備事業費	老朽化が進んだ北小学校南棟校舎の建て替え整備に係る詳細設計等を行います。	98,974	学校施設課	3
14		中学校特別教室冷暖房設備設置事業費	生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、特別教室等へ冷暖房設備の設置を行います。 [設置校] 7校	33,524	学校施設課	3
15		中学校体育館冷暖房設備設置事業費	生徒の安心・安全で快適な教育環境の確保及び避難所としての機能強化を図るため、体育館へ冷暖房設備の設置を行います。 [設置校] 1校	36,214	学校施設課	3
16		中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化)	生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、受変電設備改修工事等及び次年度以降の工事に向け、長寿命化(機能回復)改修設計委託を行います。 [工事] 受変電設備5校 (林中、藤塚中、睦合中、荻野中、玉川中) [修繕] 受変電設備2校(睦合東中、森の里中) [設計委託] 長寿命化(機能回復)2校 (睦合中、睦合東中)	517,876	学校施設課	3
17		中学校校庭整備事業費	生徒が快適な屋外施設環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、次年度以降の工事に向け、グラウンド改修の設計等を行います。 [測量及び設計委託] 1校(依知中)	12,001	学校施設課	3
18		学校給食施設改修事業費(長寿命化)	単独調理場の長寿命化を図るため、予防保全工事に係る設計委託及び改修工事を行います。 [設計委託] 緑ヶ丘小学校 単独調理場 [改修工事] 厚木第二小学校 単独調理場 債務負担行為 令和8年度	22,670	学校給食課	1

事業名			事業内容	事業費	課等名	基本方針
19		英語教育推進事業費	児童・生徒に国際理解の素地を培い、英語によるコミュニケーション能力を育む英語教育を推進するため、市立小・中学校に英語を母語とする外国語指導助手(ALT)を配置します。	54,175	教育指導課	1
20		グローバル教育交流事業費	ニュージーランドや友好都市等との交流を活性化し、児童・生徒の国際理解の促進を図るとともに、教員の英語力及び教授法の向上を図ります。	5,000	教育指導課	1
21		特別支援教育推進事業費	特別な支援を必要とする児童・生徒に対する総合的な支援体制を整備するため、市立小・中学校に学校教育指導員を派遣するほか、特別支援教育介助員の配置等を行います。	154,034	教育指導課	4
22		インクルーシブ教育推進事業費	全ての児童・生徒が同じ場で、共に学び共に育つインクルーシブ教育の実現に向けた支援体制づくり及び環境整備等について研究を行うとともに、情報共有を図ります。	360	教育指導課	4
23		外国籍児童・生徒等支援事業費	日本語が理解できず学校生活に支障をきたす外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、指導や支援の充実を図ることによって、国際社会における多様性に対応した教育環境の充実を推進します。	23,393	教育指導課	4
24	(新)	日本語指導プレクラス運営事業費	日本語が全く分からない状態で編・転入する児童・生徒に対し「日本語指導プレクラス」を設置し、学校生活への早期適応と生活に必要な日本語の習得を図ります。	2,204	教育指導課	4
25		小中一貫教育推進事業費	小・中学校9年間を見通した教育課程編成及び指導方法の工夫改善の在り方の研究を通して、学力向上を始めとした小中一貫教育の効果を生み出すための取組を推進します。	138	教育指導課	1
26		学校支援プロジェクト推進事業費	いじめ、暴力行為などの問題行動や学校を取り巻く課題に対し、適切に対応するため、プロジェクトチームを組織し、当該児童・生徒指導の在り方について、学校を支援します。	3,553	教育指導課	4
27		インターナショナルセーフスクール推進事業費	インターナショナルセーフスクールの考え方や手法を用い、児童・生徒がより安心・安全に過ごすことができる学校づくりを支援します。また、清水小学校、妻田小学校及び睦合東中学校の再認証に向けた取組を実施します。	3,094	教育指導課	3
28		SEL教育基金事業費	厚木市SEL教育基金条例に基づき、確かな学力を身に付けた心豊かで健康な児童及び生徒を育成するために、厚木こども科学賞、理科・科学教育推進のための事業等を実施します。	1,369	教育指導課	1
29		特色ある学校づくり交付金	特色ある学校づくりを目指す児童の学習活動及び教職員の教育活動や教育の質の向上を目指す活動に対して必要な経費を交付します。	18,526	教育指導課	1
30		特色ある学校づくり交付金	特色ある学校づくりを目指す生徒の学習活動及び教職員の教育活動や教育の質の向上を目指す活動に対して必要な経費を交付します。	12,185	教育指導課	1
31		小学校児童支援推進事業費	不登校やいじめ、問題行動などに対して、きめ細かな対応ができるように、小学校に非常勤講師を派遣し、落ち着いた学校生活や学力の向上を図ります。	40,083	教職員課	1

事業名			事業内容	事業費	課等名	基本方針
32		中学校少人数学級実施事業費	学校の実態に応じて少人数の学級編制を行うため、中学校に非常勤講師を派遣し、生徒一人一人に対してきめ細かな指導を行うことにより、学力の向上や問題行動と不登校の減少を図ります。	7,285	教職員課	1
33	(拡)	教育ネットワーク運営事業費	市立各小中学校及び教育委員会に配備する教育情報システムが適切に稼働するよう維持管理を行います。 令和7年度は、新たにAI型デジタルドリル教材を導入し、個別最適化された学習の機会を提供します。また、GIGAスクール端末利活用促進のためGIGAステップアップ支援員を増員します。	321,555	教育研究所	3
34		教育調査研究部会運営費	教育の新たな動向や今日的な課題に対応するため、教職員等で構成する研究部会をテーマごとに設け、毎月1回程度部会を開き、課題解決に向けての調査研究や、教材・資料の作成を行います。また、各校の情報教育の担当者に対し、情報教育推進連絡会を開催します。	240	教育研究所	2
35		教育資料提供事業費	学校・家庭・地域社会における教育を支援するため、児童・生徒用の教材や、研究の成果をまとめた研究紀要等を作成・提供します。また、教職員を始めとする教育関係者の実践をまとめた教育実践記録集の発行や、教育に関する資料の収集・提供を行います。	3,019	教育研究所	2
36		先生のための研修事業費	教育に関する国・県の動向や今日的課題を踏まえた希望制研修、各学校の担当者等の専門性の向上を図るための指定研修、初任者研修、新規臨時的任用教員研修、教育研究発表会・教育講演会等を実施し、教職員の資質・指導力の向上を図ります。	1,118	教育研究所	2
37	(拡)	小学校情報教育機器維持管理事業費	市立各小学校に配備する教育情報システム、端末等が適切に稼働するよう維持管理を行います。 令和7年度は、GIGAスクール端末の一斉交換を行います。	801,781	教育研究所	3
38	(拡)	中学校情報教育機器維持管理事業費	市立各中学校に配備する教育情報システム、端末等が適切に稼働するよう維持管理を行います。 令和7年度は、GIGAスクール端末の一斉交換を行います。	413,487	教育研究所	3
39		青少年教育相談事業費	児童・生徒とその保護者等が抱える課題の改善のため、来所相談や家庭訪問、小学校へのスクールカウンセラーの派遣、小・中学校へのこころスマイル支援員の配置等による相談活動を行います。また、複雑・多様化する課題の深刻化を防ぐために、関係機関等と連携し早期改善を目指します。	77,126	青少年教育相談センター	4
40	(拡)	登校支援推進事業費	不登校を未然に防ぐため、毎月実施する学校計画訪問を通して状況把握を行い、課題改善に向けた校内の教育相談体制の構築を支援し、学校と連携した様々な対策を実施します。 また、不登校児童・生徒が安心して落ち着ける居場所「校内教育支援センター フリールーム」における支援の充実に取り組み、不登校の改善や社会的自立を目指します。	17,872	青少年教育相談センター	4
41		教育支援教室運営事業費	不登校児童・生徒が、小集団での学習や体験活動を通して心の安定を図り、社会的自立を目指しているように、個に応じた支援や学習指導を行います。また、保護者を対象にセミナーを行い、情報交換と保護者同士のネットワークづくりを推進します。	16,017	青少年教育相談センター	4

議案第5号

令和7年度厚木市学校給食事業特別会計予算について

令和7年度厚木市学校給食事業特別会計予算について、別紙のとおり同意する。

令和7年2月15日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和7年度厚木市学校給食事業特別会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

1 歳 入

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較
5	学校給食費		93,206	92,272	934
	5	学校給食費	93,206	92,272	934
		5 学校給食費	93,206	92,272	934
10	繰入金		798,314	799,958	△1,644
	5	他会計繰入金	798,314	799,958	△1,644
		5 一般会計繰入金	798,314	799,958	△1,644
歳 入 合 計			891,520	892,230	△710

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 学校給食費	93,206	1 教職員等学校給食費（小学校分） …………… 【学校給食課】 60,058 2 教職員等学校給食費（中学校分） …………… 【学校給食課】 33,148
5 一般会計繰入金	798,314	1 学校給食用食材費繰入金 …………… 【学校給食課】 662,846 2 学校給食用食材費繰入金（就学援助分） …… 【学校給食課】 120,713 3 学校給食用食材費繰入金（地場農産物分） …… 【学校給食課】 14,755

5 学校給食費 10 繰入金

2 歳 出

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
						区 分	金 額
5	給食事業費		891,520	892,230	△710		
	5	給食材料費	889,965	892,230	△2,265		
		5 給食材料費	889,965	892,230	△2,265	そ の 他	93,206
						一般財源	796,759
10	公課費		1,555	0	1,555		
	5	消費税及び地方消費税	1,555	0	1,555	一般財源	1,555
歳 出 合 計			891,520	892,230	△710		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	889,965	1 学校給食用食材費 …………… 【学校給食課】 889,965
27 公課費	1,555	1 消費税及び地方消費税 …………… 【学校給食課】 1,555

5 給食事業費

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学 校 給 食 用 食 材 賄 材 料 費 (令和7年度分)	令和8年度	単価に発注数量を乗じた金額

議案第6号

工事請負契約の締結について

厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）工事請負契約の締結について、次のとおり同意する。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務） |
| 2 工事場所 | 厚木市下依知2丁目7番1号 |
| 3 契約金額 | 3,396,569,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市妻田北1丁目12番6号
山王・信和・小林共同企業体
構成員代表者
山王建設（株）
代表取締役 高橋 学 様 |
| 5 履行期限 | 令和10年6月14日 |

令和7年2月15日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）	厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）
工事場所	厚木市下依知2丁目7番1号
契約の相手方 （構成員代表者）	山王・信和・小林共同企業体 厚木市妻田北1丁目12番6号 山王建設（株） 代表取締役 高橋 学 様
構成員	厚木市中町3丁目1番16号 （株）信和建設 代表取締役 鶴窪 由行 様
	厚木市中町3丁目18番8号 （株）小林建築事務所 代表取締役 山宮 康延 様
契約金額	3,396,569,000円
履行期限	令和10年6月14日

1 契約の目的（工事名）

厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）

2 工事概要

（1）設計業務

ア 実施設計

イ 設計意図伝達

（2）工事監理業務

（3）施工業務

ア 既存校舎解体業務

（ア）中央棟

a 用 途 小学校

b 延床面積 1,900㎡

c 階 数 地上3階

d 構 造 鉄筋コンクリート造

（イ）西棟

a 用 途 小学校

b 延床面積 1,620㎡

c 階 数 地上4階

d 構 造 鉄筋コンクリート造

イ 新校舎建設業務

（ア）用 途 小学校

（イ）建築面積 約1,735㎡

（ウ）延床面積 約4,698㎡

（エ）階 数 地上3階

（オ）構 造 鉄筋コンクリート造

ウ 既存校舎改修業務

（ア）用 途 小学校

（イ）延床面積 1,840㎡

（ウ）階 数 地上4階

（エ）構 造 鉄筋コンクリート造

エ 什器・備品調達業務

3 契約方法

公募型プロポーザル審査結果による受注候補者との随意契約

4 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和7年1月27日）

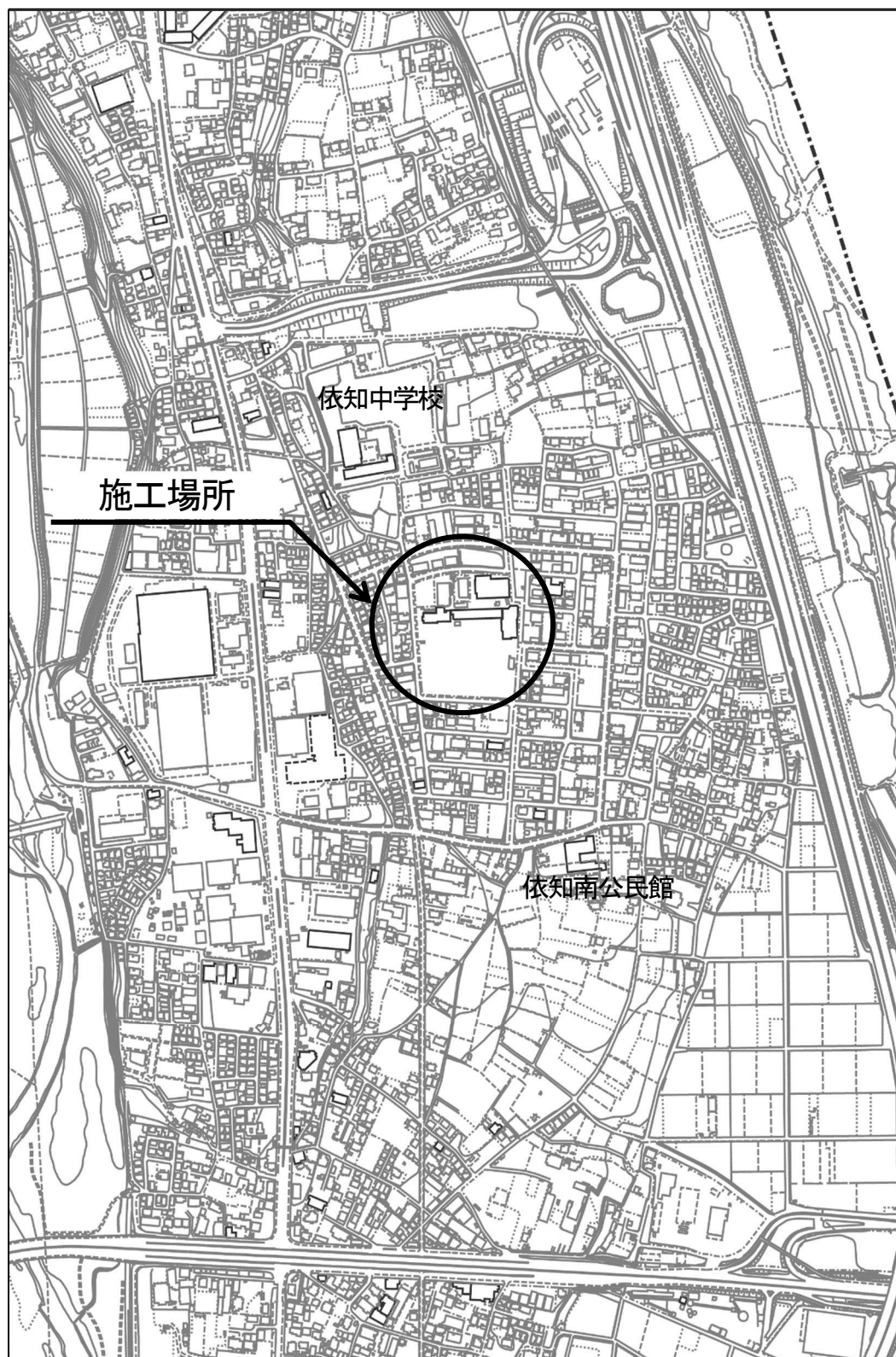
番号	事業者名	見積価格 (単位：円)	備考
1	山王・信和・小林共同企業体	3,087,790,000	決 定 3,396,569,000 円

※ 予定価格（消費税抜き）は、3,087,790,000円。決定価格（3,396,569,000円）は、見積価格（3,087,790,000円）に消費税額（308,779,000円）を加算した金額です。

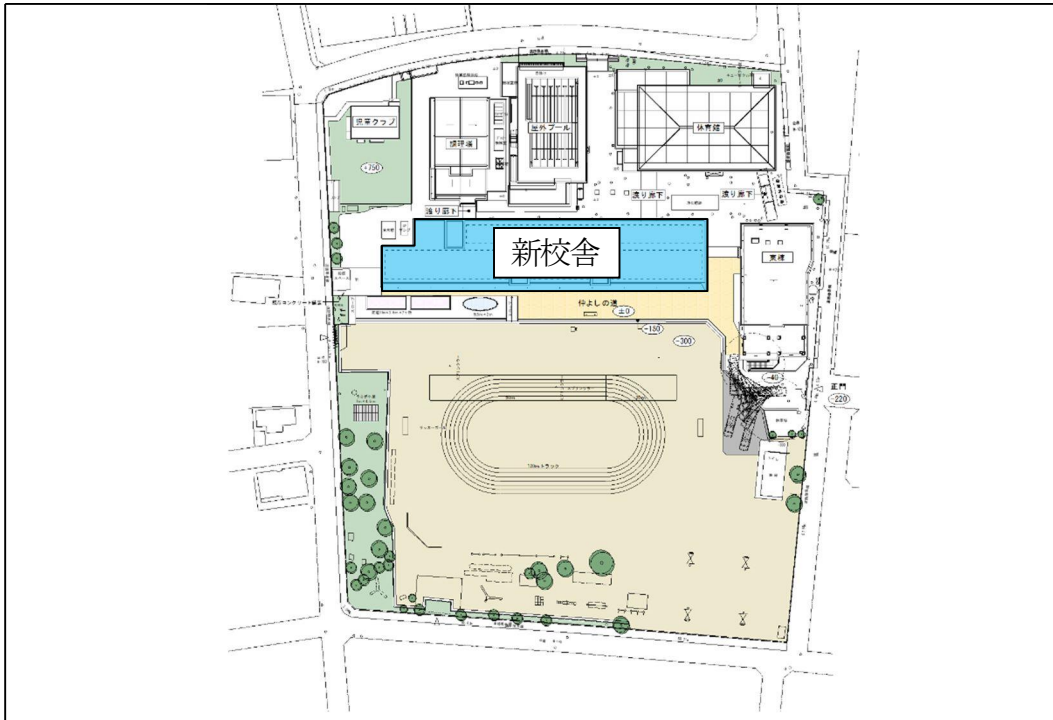
5 仮契約日

令和7年2月4日

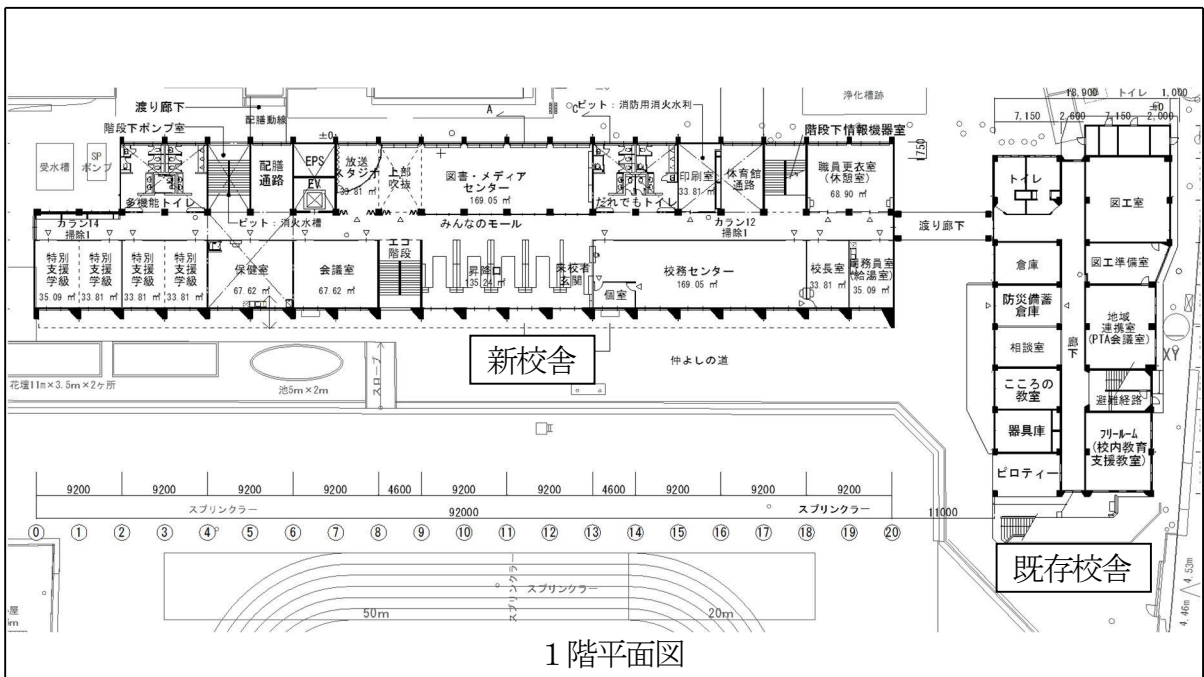
位置図

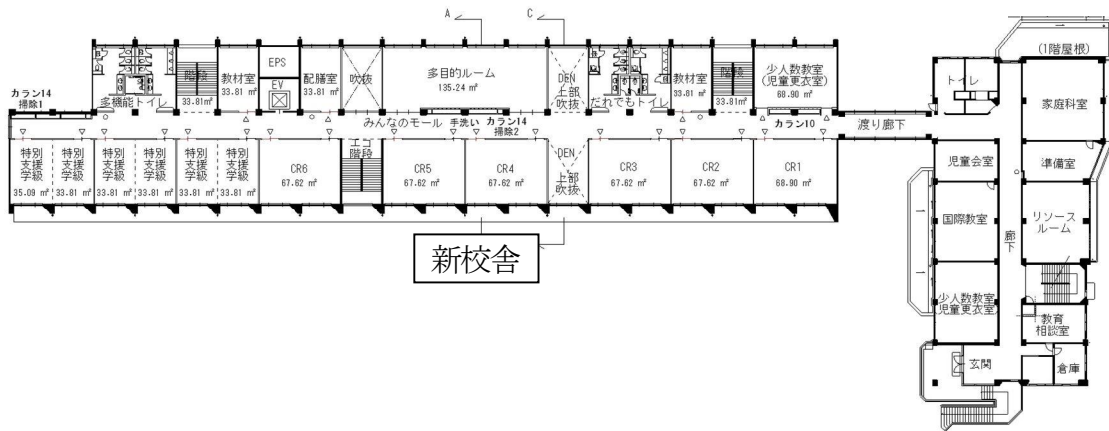


配置図



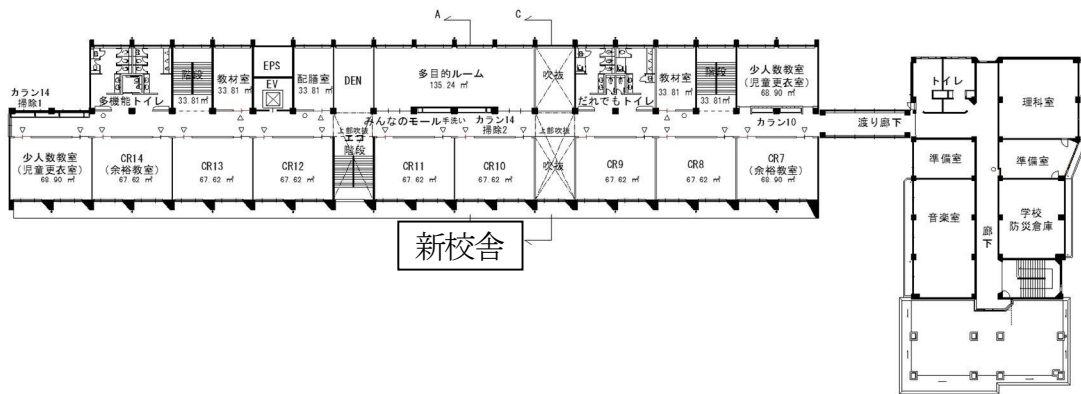
平面図





2階平面図

既存校舎



3階平面図

既存校舎

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）	厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）
工事場所	厚木市下依知2丁目7番1号
契約の相手方 （構成員代表者）	山王・信和・小林共同企業体 厚木市妻田北1丁目12番6号 山王建設（株） 代表取締役 高橋 学 様
構成員	厚木市中町3丁目1番16号 （株）信和建設 代表取締役 鶴窪 由行 様
	厚木市中町3丁目18番8号 （株）小林建築事務所 代表取締役 山宮 康延 様
契約金額	3,396,569,000円
履行期限	令和10年6月14日

1 契約の目的（工事名）

厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）

2 工事概要

（1）設計業務

ア 実施設計

イ 設計意図伝達

（2）工事監理業務

（3）施工業務

ア 既存校舎解体業務

（ア）中央棟

a 用 途 小学校

b 延床面積 1,900㎡

c 階 数 地上3階

d 構 造 鉄筋コンクリート造

（イ）西棟

a 用 途 小学校

b 延床面積 1,620㎡

c 階 数 地上4階

d 構 造 鉄筋コンクリート造

イ 新校舎建設業務

（ア）用 途 小学校

（イ）建築面積 約1,735㎡

（ウ）延床面積 約4,698㎡

（エ）階 数 地上3階

（オ）構 造 鉄筋コンクリート造

ウ 既存校舎改修業務

（ア）用 途 小学校

（イ）延床面積 1,840㎡

（ウ）階 数 地上4階

（エ）構 造 鉄筋コンクリート造

エ 什器・備品調達業務

3 契約方法

公募型プロポーザル審査結果による受注候補者との随意契約

4 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和7年1月27日）

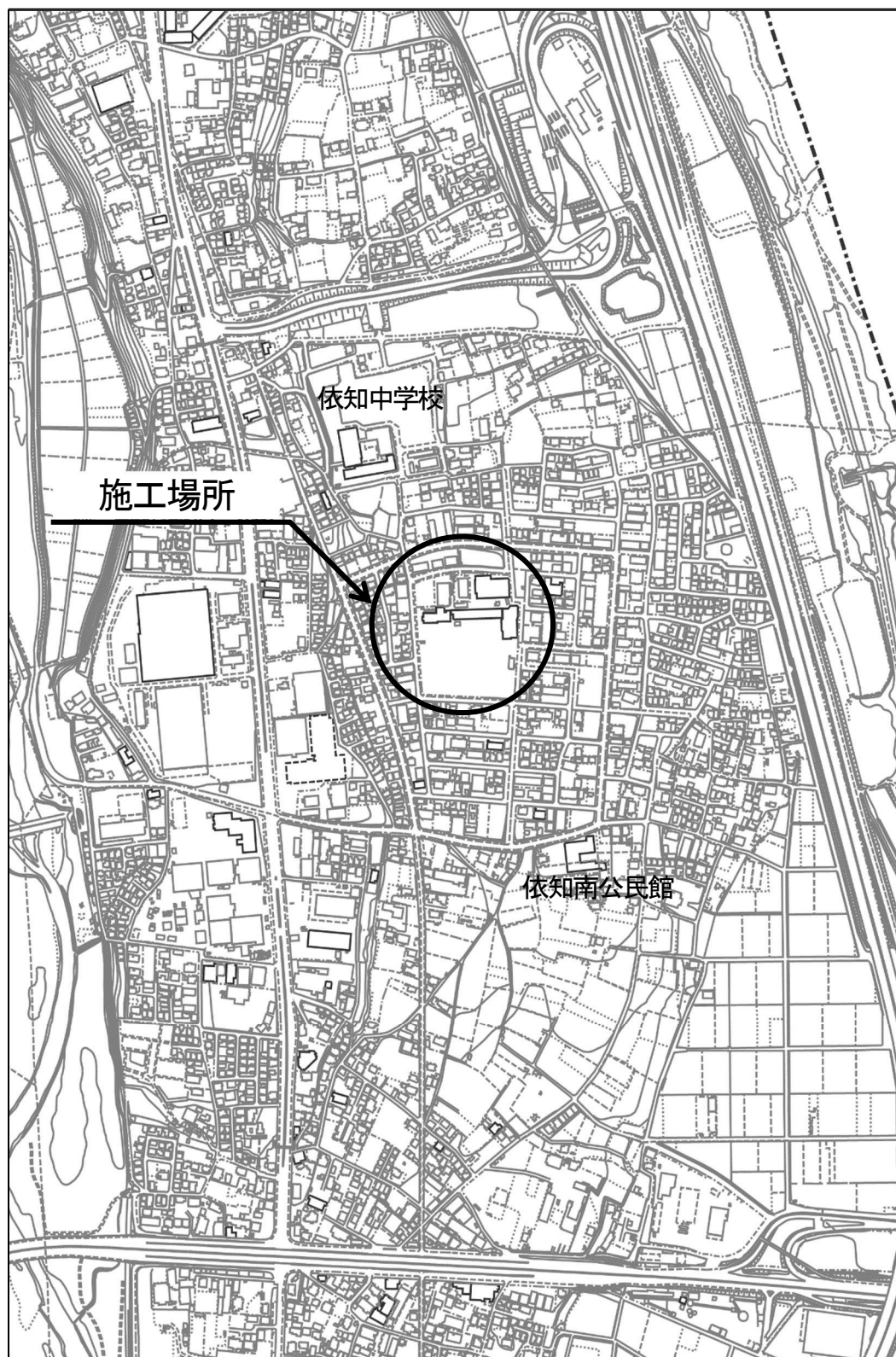
番号	事業者名	見積価格 (単位：円)	備考
1	山王・信和・小林共同企業体	3,087,790,000	決 定 3,396,569,000 円

※ 予定価格（消費税抜き）は、3,087,790,000円。決定価格（3,396,569,000円）は、見積価格（3,087,790,000円）に消費税額（308,779,000円）を加算した金額です。

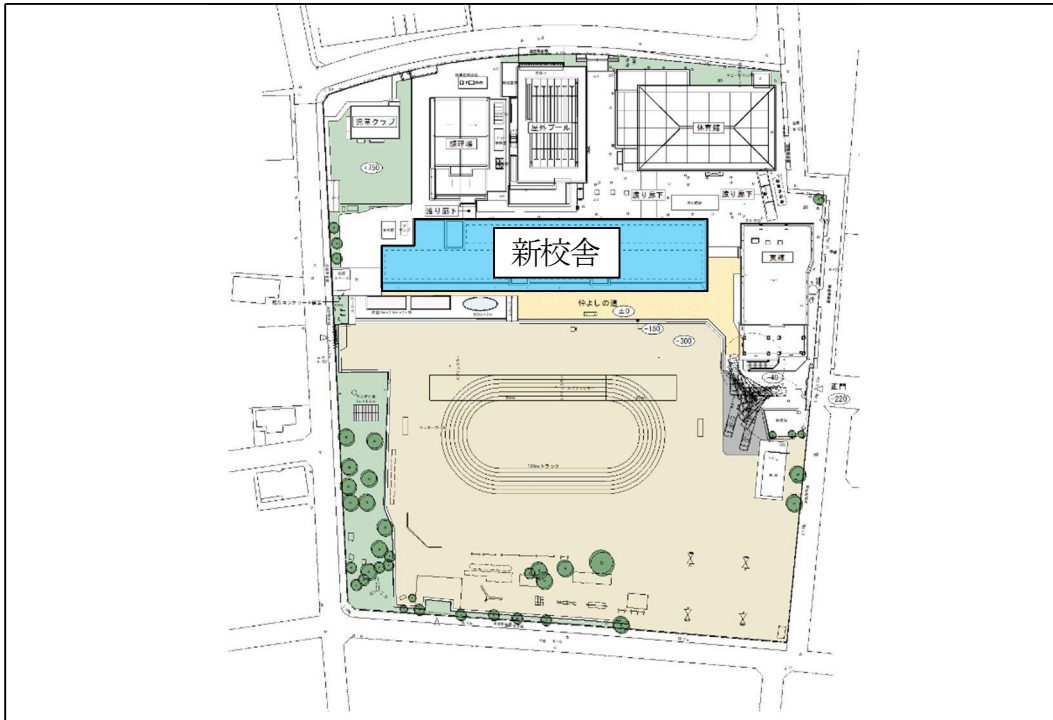
5 仮契約日

令和7年2月4日

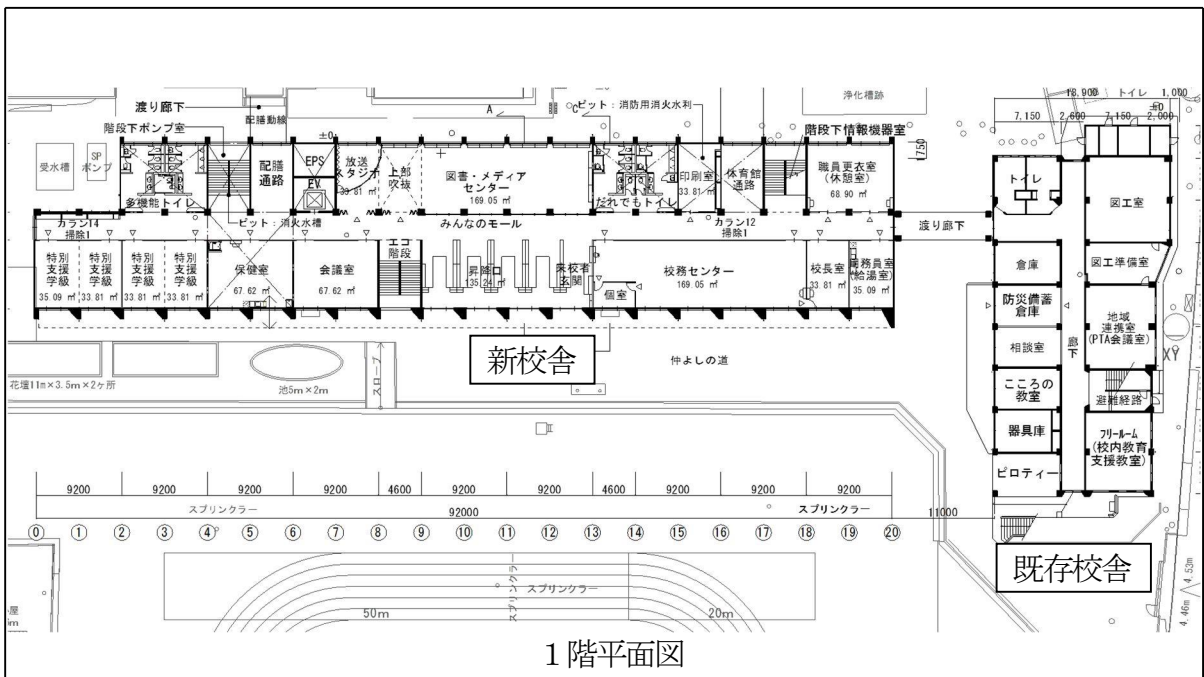
位置図

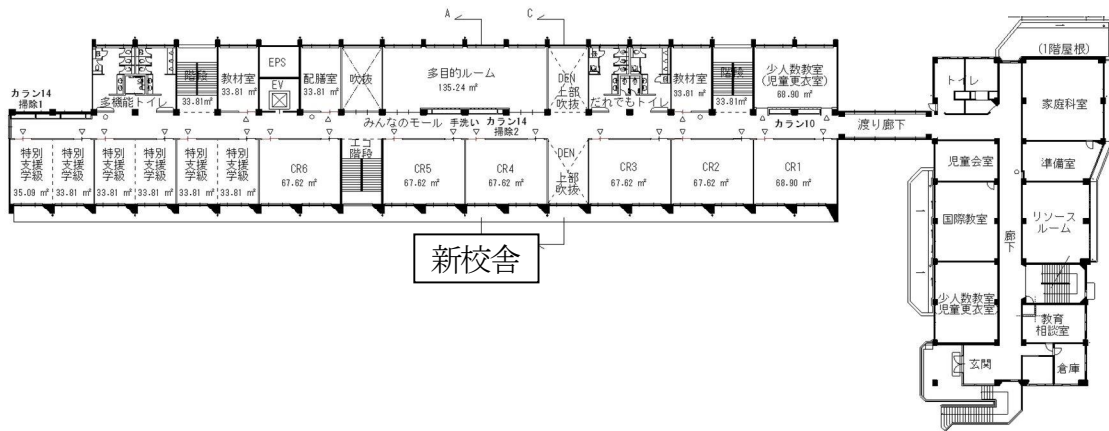


配置図



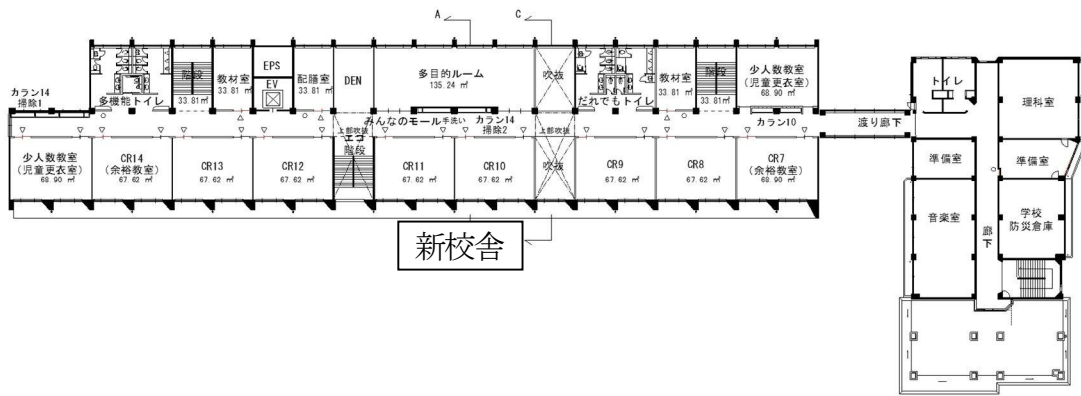
平面図





2階平面図

既存校舎



3階平面図

既存校舎

議案第7号

動産の取得について

厚木市立小学校及び中学校教師用指導書の取得について、次のとおり同意する。

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 取得する動産 | 小学校及び中学校教師用指導書 |
| 2 | 取得金額 | 27,500,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 厚木市温水98
(株)石村集文堂
代表取締役 石村 哲也 様 |

令和7年2月15日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和7年度の厚木市立小学校及び中学校における学習指導用に供する教師用指導書の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

1 取得する動産の概要

番号	物 品 名	物 品 の 概 要
1	教師用指導書	令和7年度の厚木市立小・中学校における 学習指導用に供するもの 小学校指導書 72冊 中学校指導書 379冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和6年12月3日）

番号	事 業 者 名	見積価格（消費税込み）	備 考
1	（株）石村集文堂	27,500,000円	決定 27,500,000円

※ 予定価格（消費税込み）は、27,500,000円です。

3 仮契約日

令和6年12月4日

議案第8号

厚木市公文書等の管理に関する条例について

厚木市公文書等の管理に関する条例について、別紙のとおり同意する。

令和7年2月15日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市公文書等の管理に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市公文書等の管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 行政文書の管理（第4条～第13条）

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第14条～第30条）

第4章 雑則（第31条～第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 特定歴史公文書等

ウ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 歴史公文書等 行政文書その他の文書のうち、歴史公文書等選別基準（市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の諸活動及び歴史を跡付け、又は検証する上で重要な資料となる行政文書その他の文書を選別するための基準として、厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例（令和4年厚木市条例第20号）第1条に規定する厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で市長が定めるものを

いう。)に該当するものをいう。

(4) 特定歴史公文書等 歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

ア 第10条第1項の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条第2項の規定により市長に移管されたもの

イ 法人その他の団体又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があったもの(以下「寄贈等文書」という。)

(5) 公文書等 行政文書及び特定歴史公文書等をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

(行政文書の管理に関する原則)

第4条 実施機関の職員は、この条例の目的を十分認識し、行政文書の作成、整理、保存等を適切に行わなければならない。

(行政文書の作成)

第5条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。

(行政文書の整理)

第6条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該行政文書について、事務又は事業の性質、内容等に応じ分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、当該行政文書ファイルについて、事務又は事業の性質、内容等に応じ分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、職務の遂行上必要があるときは、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

(保存期間が満了したときの措置の定め)

第7条 実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては引き続き保存の措置(市長以外の実施機関にあつては、市長への移管の措置)を、そ

れ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル等の保存)

第8条 実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第9条 実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、行政文書ファイル管理簿をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(保存期間が満了した行政文書ファイル等の取扱い)

第10条 市長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第7条の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第7条の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、市長は、当該移管された行政文書ファイル等を保存しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、歴史公文書等に該当するか否かについて、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、1年以下の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

4 市長以外の実施機関は、第2項の規定により市長に移管する行政文書ファイル等について、第17条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第11条 市長以外の実施機関は、行政文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、実施機関における行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(行政文書の管理に関する定め)

第12条 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを公表しなければならない。

(電子化の推進)

第13条 実施機関は、行政文書の適正な管理、事務又は事業の効率化等に資するため、行政文書の電子化の推進に努めなければならない。

2 実施機関は、電子化された行政文書の保存等に係る技術の進展状況等を勘案して、保存期間の設定その他の行政文書の管理の方法をよりこの条例の目的を達成できる方法に変更するよう努めなければならない。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

第14条 市長は、特定歴史公文書等について、第29条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、寄贈等文書が歴史公文書等に該当し、特定歴史公文書等として保存すべきか否かについて専門的な判断を要すると認めるときは、審査会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

4 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、特定歴史公文書等の名称、保存期間が満了した時点における実施機関又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、引き続き保存若しくは移管をし、又は寄贈若しくは寄託を受けた時期その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用を請求する権利)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴史公文書等の利用を請求することができる。

(利用請求の手続)

第16条 前条の規定による特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を市長に提出してしなければならない。

(1) 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名

(2) 利用請求に係る第14条第5項に規定する目録に記載された特定歴史公文書等の名称

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求の取扱い）

第17条 市長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- (1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

- ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報
- イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報
- ウ 情報公開条例第7条第4号ア又はオに掲げる情報
- エ 情報公開条例第7条第5号に掲げる情報
- オ 情報公開条例第7条第6号に掲げる情報

- (2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に寄贈され、又は寄託された寄贈等文書であつて、当該期間が経過していない場合

- (3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

- 2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第10条第4項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

- 3 市長は、第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アからオまでに掲げる情報又は同項第2号に規定する条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（利用請求に対する措置）

第18条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定（以下「利用決定」という。）をし、利用請求者に対し、その旨（一部を利用させる旨の決定をした場合にあっては、その旨及びその理由）及び利用について必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第19条 前条各項に規定する決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第2項の

規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第20条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等を行う期限

(本人情報の取扱い)

第21条 市長は、第17条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 利用請求に係る特定歴史公文書等に市、国、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第1号イ若しくはウ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、利用決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第23条 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第24条 利用請求の手續に要する費用は、無料とする。

- 2 利用請求に係る特定歴史公文書等（前条ただし書の規定により特定歴史公文書等を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、利用請求者の負担とする。

（行政不服審査法に関する規定の適用除外）

第25条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求に対する諮問等）

第26条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書、同法第30条第1項に規定する反論書（以下「反論書」という。）及び同条第2項に規定する意見書（以下「参加人意見書」という。）の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、保有しているときに限る。）を添えてしなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等の利用に反対の意思を表示している場合に限る。）

(利用の促進)

第27条 市長は、特定歴史公文書等（第17条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関による利用の特例)

第28条 特定歴史公文書等を移管した市長以外の実施機関が市長に対してその所掌事務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第17条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第29条 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により特定歴史公文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第30条 市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第4章 雑則

(指定管理者の文書の管理)

第31条 市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者との間で締結する協定において、前項に規定する指定管理者が講じなければならない措置を明らかにしなければならない。

(出資法人等の文書の管理)

第32条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(研修)

第33条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 第7条、第10条及び第11条並びに第3章の規定 令和8年4月1日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日から令和8年3月31日までの間における第2条第2号の規定の適用については、同号中

「

イ 特定歴史公文書等

ウ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

」

とあるのは、

「

イ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

」

とする。

4 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している行政文書に係る第6条から第11条までの規定の適用について必要な経過措置その他この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

厚木市公文書等の管理に関する条例（案）の骨子の概要

第1章 総則

目的

本市の公文書等の管理の基本的事項を定め、行政文書の適正な管理と、特定歴史的公文書等の適切な保存や利用等を行うことで、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在・将来の市民に説明する責務が全うされることを目的とします。

定義

条例の適用対象となる実施機関、行政が取り扱う文書である行政文書を定義します。

歴史資料として重要な文書を「歴史公文書等」、歴史公文書等のうち保存期間満了後も市長が保存するものや民間から寄贈等されたものを「特定歴史公文書等」として定義します。

他法令との関係

法令又は他の条例に特別の定めがある場合は、そちらを優先します。

第2章 行政文書の管理

原則

職員は、条例の目的を十分認識し、行政文書の作成、整理、保存等を適切に行います。

行政文書の作成

職員は、意思決定に至る過程、事務の検証ができるよう行政文書を作成します。

行政文書の整理

行政文書の作成・取得等をしたときは、事務事業の性質、内容等に応じて分類をし、行政文書ファイルとしてまとめ、名称、保存期間等を設定して管理をします。

行政文書の保存

保存期間の満了する日までの間、適切な保存及び利用を確保します。

保存期間満了後の措置

保存期間が満了した行政文書については、廃棄又は特定歴史公文書等として引き続き保存をします。

行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、行政文書を保存している間、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日等を一覧にし、公表することとします。

管理状況の報告

実施機関における行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表します。

第4章 雑則

出資法人等

厚木市の指定管理者、出資法人についても文書の適正な管理が推進されるよう、厚木市は必要な施策を講じます。

研修

職員に対し、公文書等の管理について必要な研修を行います。

委任

条例の施行について必要な事項は、実施機関が規則等で別に定めます。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等（令和8年4月施行予定）

保存

選別基準に基づき選別をした特定歴史公文書等は、永久に保存します。特定歴史公文書等を適切に保存し、利用するために必要な事項を記載した目録を作成、公表します。

利用

特定歴史公文書等の利用請求はどなたでも可能です。利用については、個人情報等の非公開情報を除いた部分となります。

利用決定等の期限は、利用請求があった日から起算して15日以内です。

本人の情報については、一部を除き、非公開情報も公開します。

市や、国、独立行政法人等、利用請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、その情報に係る第三者に意見を提出する機会を付与します。

文書又は図画については、閲覧又は写しの交付による利用とします。電子データについては、原則データでの閲覧又は写しの交付とします。ただし、特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがある場合等は、その写しの閲覧によることとします。

利用請求の手続きは無料です。写しの交付に係る費用は実費とします。
例 白黒（A3まで）1枚10円 カラー（A3まで）1枚50円

利用決定等に不服がある場合は、審査請求をすることができます。審査請求があった場合は、附属機関で審査します。

廃棄

特定歴史公文書等を廃棄する場合は、あらかじめ附属機関の意見を聞きません。

保存及び利用状況の報告

毎年度、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、公表します。

附則

本条例の施行日は令和7（2025）年4月1日とします。ただし、第2章の一部及び第3章の特定歴史公文書に関する事項については、令和8（2026）年4月1日とします。

関係例規の整備

附属機関の設置

附属機関を設置するため、関係例規を整備します。

条例の運用のための規則の制定

行政文書における標準の保存期間、特定歴史公文書等の保存方法及び利用請求の手続、条例の施行に必要な経過措置を定めるため、関係規則を制定します。

議案第9号

厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例について

厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり同意する。

令和7年2月15日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市都市公園条例等の一部を改正する条例

(厚木市都市公園条例の一部改正)

第1条 厚木市都市公園条例（昭和50年厚木市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 厚木市荻野運動公園の項に次のように加える。

作業小屋

別表第2の4 有料公園施設の使用料等の表備考以外の部分を次のように改める。

4 有料公園施設の使用料等

公園の 名称	有料公園 施設の種 類	区分		使用料又は利用料金	
				市内	市外
厚木公 園	野外ステ ージ			1時間につき 300 円	
若宮公 園	テニスコ ート			1面1時 間につき 400 円	1面1時 間につき 800 円
厚木市 荻野運 動公園	競技場	専用利用		1時間に つき 3,900 円	1時間に つき 7,800 円
		共用 利用	個人	1回につき 200 円	
			団 体	1回につき 1,000 円	
				1回につき 2,000 円	
			年 間 利 用 者	1年につき 2,000 円	
				1年につき 3,300 円	
		附属 設備	照 明 設 備	1時間につき 3,000 円	
				1時間につき 6,000 円	
			会議室	1時間につき 210 円	
			放送室、記録室	1時間につき 400 円	

			電気計時装置（フィルムの使用を除く。）			1 式 1 回につき 2,060 円	
テニスコート					1 面 1 時間につき 600 円	1 面 1 時間につき 1,200 円	
		附属設備	照明設備			1 面 1 時間につき 500 円	
体育館	専用利用	メインアリーナ	3 分の 1 面			1 時間につき 900 円	1 時間につき 1,800 円
			2 分の 1 面			1 時間につき 1,350 円	1 時間につき 2,700 円
			3 分の 2 面			1 時間につき 1,800 円	1 時間につき 3,600 円
			全面			1 時間につき 2,700 円	1 時間につき 5,400 円
		照明設備	3 分の 1 面	4 分 の 2 点灯		1 時間につき 310 円	
				4 分 の 3 点灯		1 時間につき 720 円	
				全部点灯		1 時間につき 1,030 円	
			2 分の 1 面	4 分 の 2 点灯		1 時間につき 510 円	
				4 分 の 3 点灯		1 時間につき 1,030 円	
				全部点灯		1 時間につき 1,540 円	
			3 分の 2 面	4 分 の 2 点灯		1 時間につき 620 円	
				4 分 の 3 点灯		1 時間につき 1,440 円	
				全部点灯		1 時間につき 2,060 円	
			全面	4 分 の 2 点灯		1 時間につき 1,030 円	
				4 分 の 3 点灯		1 時間につき 2,060 円	

				全部点灯	1 時間につき 3,090 円	
		附 属 設 備	電光得点表示盤		1 式 1 回につき 1,200 円	
			放送室		1 時間につき 400 円	
			可動席		1 式 1 回につき 6,600 円	
		サブアリーナ	2 分の 1 面		1 時間につき 400 円	1 時間につき 800 円
			全面		1 時間につき 800 円	1 時間につき 1,600 円
		多目的室	2 分の 1 面		1 時間につき 400 円	1 時間につき 800 円
			全面		1 時間につき 800 円	1 時間につき 1,600 円
		会議室 A		1 時間につき 310 円	1 時間につき 620 円	
		会議室 B		1 時間につき 310 円	1 時間につき 620 円	
	共用利用	メインアリーナ		午前、午後又は夜間 大人 300 円 小人 150 円		
		サブアリーナ				
		多目的室				
		ジョギングコース				
		トレーニング室		午前、午後又は夜間 400 円		
プー ル	専用利用	1 コース		1 時間につき 2,000 円	1 時間につき 4,000 円	
		全面		1 時間につき 16,000 円	1 時間につき 32,000 円	

		共用利用	1 回につき 大人 500 円 小人 250 円
	作業小屋		1 回につき 800 円
ぼうさいの丘公園	センター施設	講義室 A	1 時間につき 300 円
		講義室 B	1 時間につき 300 円
		研修室	1 時間につき 300 円
		会議室	1 時間につき 200 円

別表第 2 の 4 有料公園施設の使用料等の表備考 9 第 1 号中「テニスコート」の次に「及び作業小屋」を加える。

(厚木市立学校施設使用条例の一部改正)

第 2 条 厚木市立学校施設使用条例（昭和 53 年厚木市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 2 中「820 円」を「1,000 円」に、「410 円」を「500 円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 冷暖房設備を設置している体育館の当該冷暖房設備を使用する場合
合は、1 時間につき 1,000 円を加算する。

(厚木市営体育施設条例の一部改正)

第 3 条 厚木市営体育施設条例（昭和 59 年厚木市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 時間につき 1,540 円	1 時間につき 3,080 円
1 時間につき	1,030 円
1 時間につき	2,060 円
1 時間につき	3,090 円
1 回につき	1,030 円
1 時間につき 510 円	1 時間につき 1,020 円
1 面 1 時間につき 210 円	1 面 1 時間につき 420 円

1 時間につき 620 円	1 時間につき 1, 240 円
1 時間につき 1, 230 円	1 時間につき 2, 460 円
1 時間につき 150 円	
1 時間につき 310 円	
1 時間につき 310 円	
1 時間につき 620 円	
1 式 1 回につき 1, 030 円	
1 時間につき 310 円	
1 時間につき 410 円	1 時間につき 820 円
1 時間につき 510 円	1 時間につき 1, 020 円
1 時間につき 620 円	1 時間につき 1, 240 円
1 時間につき 410 円	1 時間につき 820 円

」

を
「

1 時間につき 1, 800 円	1 時間につき 3, 600 円
1 時間につき 1, 200 円	
1 時間につき 2, 400 円	
1 時間につき 3, 600 円	
1 回につき 1, 100 円	
1 時間につき 700 円	1 時間につき 1, 400 円
1 面 1 時間につき 300 円	1 面 1 時間につき 600 円

1 時間につき 750 円	1 時間につき 1,500 円
1 時間につき 1,500 円	1 時間につき 3,000 円
1 時間につき 200 円	
1 時間につき 400 円	
1 時間につき 400 円	
1 時間につき 800 円	
1 式 1 回につき 1,200 円	
1 時間につき 400 円	
1 時間につき 500 円	1 時間につき 1,000 円
1 時間につき 600 円	1 時間につき 1,200 円
1 時間につき 700 円	1 時間につき 1,400 円
1 時間につき 500 円	1 時間につき 1,000 円

」

に、
「

午前、午後又は夜間 大人 210円 小人 100円	
午前、午後又は夜間 310円	
1 時間につき 1,030円	1 時間につき 2,060円
1 時間につき 2,060円	1 時間につき 4,120円
1 時間につき 1,030円	
1 時間につき 2,060円	

1 時間につき 2,060円	
1 時間につき 4,110円	
1 時間につき 600円	1 時間につき 1,200円
1 時間につき 1,200円	1 時間につき 2,400円
1 時間につき 300円	1 時間につき 600円
午前、午後又は夜間 大人 210円 小人 100円	
1 時間につき 600円	1 時間につき 1,200円
1 時間につき 1,200円	1 時間につき 2,400円
1 時間につき 310円	
1 時間につき 620円	
1 時間につき 310円	
1 時間につき 300円	1 時間につき 600円
午前、午後又は夜間 大人 210円 小人 100円	
1 面 1 時間につき 500円	1 面 1 時間につき 1,000円
1 面 1 時間につき 410円	

」

を
「

午前、午後又は夜間 大人 300 円 小人 150 円	
午前、午後又は夜間 400 円	

1 時間につき 1,200 円	1 時間につき 2,400 円
1 時間につき 2,400 円	1 時間につき 4,800 円
1 時間につき 1,200 円	
1 時間につき 2,400 円	
1 時間につき 2,400 円	
1 時間につき 4,800 円	
1 時間につき 750 円	1 時間につき 1,500 円
1 時間につき 1,500 円	1 時間につき 3,000 円
1 時間につき 400 円	1 時間につき 800 円
午前、午後又は夜間 大人 300 円 小人 150 円	
1 時間につき 750 円	1 時間につき 1,500 円
1 時間につき 1,500 円	1 時間につき 3,000 円
1 時間につき 400 円	
1 時間につき 800 円	
1 時間につき 400 円	
1 時間につき 400 円	1 時間につき 800 円
午前、午後又は夜間 大人 300 円 小人 150 円	
1 面 1 時間につき 600 円	1 面 1 時間につき 1,200 円
1 面 1 時間につき 500 円	

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第2条中厚木市立学校施設使用条例別表備考に次のように加える改正規定 令和7年7月1日
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
 - (1) 厚木市都市公園条例
 - (2) 厚木市立学校施設使用条例
 - (3) 厚木市営体育施設条例

参考資料

新旧対照表

※ 赤字部分が教育委員会に係る変更部分

新					旧						
厚木市都市公園条例の一部改正（第1条関係） 別表第1(第7条関係)					厚木市都市公園条例の一部改正（第1条関係） 別表第1(第7条関係)						
公園の名称		有料公園施設の種類			公園の名称		有料公園施設の種類				
略		略			略		略				
厚木市荻野運動公園		略			厚木市荻野運動公園		略				
		作業小屋									
略		略			略		略				
別表第2(第15条、第20条、第26条関係) 1～3 略 4 有料公園施設の使用料等					別表第2(第15条、第20条、第26条関係) 1～3 略 4 有料公園施設の使用料等						
公園の名称	有料公園施設の種類	区分		使用料又は利用料金	公園の名称	有料公園施設の種類	区分		使用料又は利用料金		
				市内					市外	市内	市外
厚木公園	野外ステージ			1時間につき 300円	厚木公園	野外ステージ			1時間につき 200円		
若宮公園	テニスコート			1面1時間につき 400円	若宮公園	テニスコート			1面1時間につき 300円		
				800円					600円		
厚木市荻野運動公園	競技場	専用利用		1時間につき 3,900円	厚木市荻野運動公園	競技場	専用利用		1時間につき 2,060円		
				7,800円					4,120円		
		共用利用	個人				1回につき 200円	共用利用	個人		1回につき 100円
			団体	25人未満			1回につき 1,000円		団体	25人未満	1回につき 510円
				25人以上 50人未満			1回につき 2,000円			25人以上 50人未満	1回につき 1,030円
			年間利用者	小学生、中学生、高校生			1年につき 2,000円		年間利用者	小学生、中学生、高校生	1年につき 1,850円

				上記以外の者	1年につき <u>3,300円</u>	
附属設備	照明設備		2分の1点灯	1時間につき <u>3,000円</u>		
			全部点灯	1時間につき <u>6,000円</u>		
	会議室		1時間につき 210円			
	放送室、記録室		1時間につき <u>400円</u>			
	電気計時装置(フィルムの使用を除く。)		1式1回につき 2,060円			
テニスコート				1面1時間につき <u>600円</u>	1面1時間につき <u>1,200円</u>	
	附属設備	照明設備	1面1時間につき <u>500円</u>			
体育館	専用利用	メインアリーナ	3分の1面	1時間につき <u>900円</u>	1時間につき <u>1,800円</u>	
			2分の1面	1時間につき <u>1,350円</u>	1時間につき <u>2,700円</u>	
			3分の2面	1時間につき <u>1,800円</u>	1時間につき <u>3,600円</u>	
			全面	1時間につき <u>2,700円</u>	1時間につき <u>5,400円</u>	

				上記以外の者	1年につき <u>3,090円</u>	
附属設備	照明設備		2分の1点灯	1時間につき <u>2,060円</u>		
			全部点灯	1時間につき <u>4,110円</u>		
	会議室		1時間につき 210円			
	放送室、記録室		1時間につき <u>210円</u>			
	電気計時装置(フィルムの使用を除く。)		1式1回につき 2,060円			
テニスコート				1面1時間につき <u>510円</u>	1面1時間につき <u>1,020円</u>	
	附属設備	照明設備	1面1時間につき <u>410円</u>			
体育館	専用利用	メインアリーナ	3分の1面	1時間につき <u>720円</u>	1時間につき <u>1,440円</u>	
			2分の1面	1時間につき <u>1,130円</u>	1時間につき <u>2,260円</u>	
			3分の2面	1時間につき <u>1,440円</u>	1時間につき <u>2,880円</u>	
			全面	1時間につき <u>2,160円</u>	1時間につき <u>4,320円</u>	

12

13

		会議室 B	1時 間 に つ き 310 円	1時 間 に つ き 620 円	
		共 用 利 用	メインアリー ナ	午前、午後又 は夜間 大人 300円 小人 150円	
			サブアリーナ		
			多目的室		
			ジョギングコ ース		
		トレーニング 室	午前、午後又 は夜間 400円		
	プー ル	専 用 利 用	1コース	1時 間 に つ き 2,000 円	1時 間 に つ き 4,000 円
			全面	1時 間 に つ き 16.00 0円	1時 間 に つ き 32.00 0円
		共用利用		1回につき 大人 500円 小人 250円	
		作業 小屋		1回につき 800円	
ぼ う さ い の 丘 公 園		セン ター 施設	講義室 A	1時間につき 300 円	
	講義室 B		1時間につき 300 円		
	研修室		1時間につき 300 円		
	会議室		1時間につき 200 円		

備考1～8 略

9 使用者又は利用者が、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料又は利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) テニスコート及び作業小屋 この表に掲げる額の5倍の額

(2) 略

10及び11 略

		会議室 B	1時 間 に つ き 310 円	1時 間 に つ き 620 円		
		共 用 利 用	メインアリー ナ	午前、午後又 は夜間 大人 210円 小人 100円		
			サブアリーナ			
			多目的室			
			ジョギングコ ース			
		トレーニング 室	午前、午後又 は夜間 310円			
	プー ル	専用利用		1時 間 に つ き 10,29 0円	1時 間 に つ き 20,58 0円	
		共用利用		1回につき 大人 410円 小人 210円		
		ぼ う さ い の 丘 公 園	セン ター 施設	講義室 A	1時間につき 300 円	
				講義室 B	1時間につき 300 円	
研修室				1時間につき 300 円		
会議室	1時間につき 200 円					

備考1～8 略

9 使用者又は利用者が、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料又は利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) テニスコート この表に掲げる額の5倍の額

(2) 略

10及び11 略

厚木市立学校施設使用条例の一部改正（第2条関係）

別表(第4条関係)

表 略

備考1 略

- 2 夜間照明施設を保有している屋外運動場の当該夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき1,000円を加算する。この場合において、使用時間に30分未満の時間があるときは500円とし、30分以上1時間未満の時間があるときは1,000円とする。

- 3 冷暖房設備を設置している体育館の当該冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき1,000円を加算する。

厚木市営体育施設条例の一部改正（第3条関係）

別表(第4条、第9条、第14条関係)

名称	区分		使用料又は利用料金	
			市内	市外
厚木市 営玉川 野球場	グラウンド		1時間につき <u>1,800円</u>	1時間につき <u>3,600円</u>
	照明 設備	3分の1点灯	1時間につき <u>1,200円</u>	
		3分の2点灯	1時間につき <u>2,400円</u>	
		全部点灯	1時間につき <u>3,600円</u>	
	スコアボード		1回につき <u>1,100円</u>	
厚木市 営厚木 野球場			1時間につき <u>700円</u>	1時間につき <u>1,400円</u>
厚木市 営厚木 テニスコート			1面1時間につき <u>300円</u>	1面1時間につき <u>600円</u>
厚木市 営東町 スポーツセンター	専用 利用 体育室	2分の1面	1時間につき <u>750円</u>	1時間につき <u>1,500円</u>
		全面	1時間につき <u>1,500円</u>	1時間につき <u>3,000円</u>

厚木市立学校施設使用条例の一部改正（第2条関係）

別表(第4条関係)

表 略

備考1 略

- 2 夜間照明施設を保有している屋外運動場の当該夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき820円を加算する。この場合において、使用時間に30分未満の時間があるときは410円とし、30分以上1時間未満の時間があるときは820円とする。

厚木市営体育施設条例の一部改正（第3条関係）

別表(第4条、第9条、第14条関係)

名称	区分		使用料又は利用料金	
			市内	市外
厚木市 営玉川 野球場	グラウンド		1時間につき <u>1,540円</u>	1時間につき <u>3,080円</u>
	照明 設備	3分の1点灯	1時間につき <u>1,030円</u>	
		3分の2点灯	1時間につき <u>2,060円</u>	
		全部点灯	1時間につき <u>3,090円</u>	
	スコアボード		1回につき <u>1,030円</u>	
厚木市 営厚木 野球場			1時間につき <u>510円</u>	1時間につき <u>1,020円</u>
厚木市 営厚木 テニスコート			1面1時間につき <u>210円</u>	1面1時間につき <u>420円</u>
厚木市 営東町 スポーツセンター	専用 利用 体育室	2分の1面	1時間につき <u>620円</u>	1時間につき <u>1,240円</u>
		全面	1時間につき <u>1,230円</u>	1時間につき <u>2,460円</u>

	照明設備	2分の1面	2分の1点灯	1時間につき 200円	
			全部点灯	1時間につき 400円	
		全面	2分の1点灯	1時間につき 400円	
			全部点灯	1時間につき 800円	
		電光得点表示設備		1式1回につき 1,200円	
		放送設備		1時間につき 400円	
	第2体育室		1時間につき 500円	1時間につき 1,000円	
	第1武道場		1時間につき 600円	1時間につき 1,200円	
	第2武道場		1時間につき 700円	1時間につき 1,400円	
	弓道場		1時間につき 500円	1時間につき 1,000円	
	略		略	略	
	共用利用	第1体育室		午前、午後又は 夜間 大人 300円 小人 150円	
		第2体育室			
		第1武道場			
		第2武道場			
		弓道場			
		トレーニング室		午前、午後又は 夜間 400円	
厚木市 営及川 球技場	2分の1面		1時間につき 1,200円	1時間につき 2,400円	
	全面		1時間につき 2,400円	1時間につき 4,800円	
	照明設備	2分の1面	2分の1点灯	1時間につき 1,200円	
全部点灯			1時間につき 2,400円		
全面		2分の1点灯	1時間につき 2,400円		

	照明設備	2分の1面	2分の1点灯	1時間につき 150円	
			全部点灯	1時間につき 310円	
		全面	2分の1点灯	1時間につき 310円	
			全部点灯	1時間につき 620円	
		電光得点表示設備		1式1回につき 1,030円	
		放送設備		1時間につき 310円	
	第2体育室		1時間につき 410円	1時間につき 820円	
	第1武道場		1時間につき 510円	1時間につき 1,020円	
	第2武道場		1時間につき 620円	1時間につき 1,240円	
	弓道場		1時間につき 410円	1時間につき 820円	
	略		略	略	
	共用利用	第1体育室		午前、午後又は 夜間 大人 210円 小人 100円	
		第2体育室			
		第1武道場			
		第2武道場			
		弓道場			
		トレーニング室		午前、午後又は 夜間 310円	
厚木市 営及川 球技場	2分の1面		1時間につき 1,030円	1時間につき 2,060円	
	全面		1時間につき 2,060円	1時間につき 4,120円	
	照明設備	2分の1面	2分の1点灯	1時間につき 1,030円	
全部点灯			1時間につき 2,060円		
全面		2分の1点灯	1時間につき 2,060円		

				全部点灯	1時間につき	
					4,800円	
厚木市 営猿ヶ 島スポ ーツセ ンター	専用 利用	体育室	2分の1面		1時間につ き	1時間につ き
					750円	1,500円
		全面		1時間につ き	1時間につ き	
				1,500円	3,000円	
		多目的室	1時間につ き	1時間につ き		
		400円	800円			
共用 利用	体育室		午前、午後又は 夜間 大人 300円 小人 150円			
	多目的室					
厚木市 営南毛 利スポ ーツセ ンター	体育館 利用	体育室	2分の1面		1時間につ き	1時間につ き
					750円	1,500円
		全面		1時間につ き	1時間につ き	
				1,500円	3,000円	
		照明 設備	2分の1面		1時間につ き	
			全面		1時間につ き	
		放送設備		1時間につ き		
				400円		
		多目的室	1時間につ き	1時間につ き		
			400円	800円		
共用 利用	体育室		午前、午後又は 夜間 大人 300円 小人 150円			
	多目的室					
テニ スコ ー ト			1面1時 間につ き	1面1時 間につ き		
			600円	1,200円		
	照明設備		1面1時間につ き	500円		

備考1～6 略

				全部点灯	1時間につき	
					4,110円	
厚木市 営猿ヶ 島スポ ーツセ ンター	専用 利用	体育室	2分の1面		1時間につ き	1時間につ き
					600円	1,200円
		全面		1時間につ き	1時間につ き	
				1,200円	2,400円	
		多目的室	1時間につ き	1時間につ き		
		300円	600円			
共用 利用	体育室		午前、午後又は 夜間 大人 210円 小人 100円			
	多目的室					
厚木市 営南毛 利スポ ーツセ ンター	体育館 利用	体育室	2分の1面		1時間につ き	1時間につ き
					600円	1,200円
		全面		1時間につ き	1時間につ き	
				1,200円	2,400円	
		照明 設備	2分の1面		1時間につ き	
			全面		1時間につ き	
		放送設備		1時間につ き		
				310円		
		多目的室	1時間につ き	1時間につ き		
			300円	600円		
共用 利用	体育室		午前、午後又は 夜間 大人 210円 小人 100円			
	多目的室					
テニ スコ ー ト			1面1時 間につ き	1面1時 間につ き		
			500円	1,000円		
	照明設備		1面1時間につ き	410円		

備考1～6 略

**議案第 10 号については、
非公開案件となります。**

議案第 11 号

第 3 次厚木市教育振興基本計画策定に係る諮問について

第 3 次厚木市教育振興基本計画の策定について、厚木市教育振興基本計画審議会に対し、別紙のとおり諮問する。

令和 7 年 2 月 15 日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

将来を見据えた本市の教育の方向性を定める必要性があることから、令和 8 年度を始期とする第 3 次厚木市教育振興基本計画を策定するため、厚木市教育振興基本計画審議会に諮問する。

令和7年2月 日

厚木市教育振興基本計画審議会会長 様

厚木市教育委員会

第3次厚木市教育振興基本計画の策定について（諮問）

社会情勢や教育環境の急速な変化を踏まえ、将来を見据えた本市の教育の方向性を定める第3次厚木市教育振興基本計画を策定するため、厚木市教育振興基本計画審議会規則第2条の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

担当 教育部教育総務課教育企画係
電話 (046)225-2663 (直通)

厚木市教育振興基本計画審議会規則（抜粋）

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

（1）厚木市教育振興基本計画に関すること。

**報告事項 1 から 4 については、
非公開案件となります。**